

# 蔵王町高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画



平成30年3月

蔵王町



## はじめに



介護保険制度が平成12年に開始されてから18年が経過しようとしており、本町においても、これまで6期にわたる「蔵王町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた施策を展開し、介護保険サービスや地域における介護予防・住民活動等の取組が定着してきています。

しかしながら、平成37年には団塊世代が75歳以上の後期高齢者となることにより、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、介護給付費の増大や介護サービスの従事者不足、地域で支え合う人と人とのつながりの希薄化等の様々な課題がより顕在化していくことが懸念されます。

こうした中、高齢の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、本町の実情に応じて深化・推進するとともに、中長期的な観点から、介護保険サービスの基盤の整備や地域全体で高齢者を支えるまちづくり等に努めていくことが重要になると考えております。

本計画においては、「第五次蔵王町長期総合計画」の基本方針である「健やかなまちづくり」の考え方を踏まえ、高齢者が心豊かに安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました蔵王町介護保険運営委員会の皆さま、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等でご意見をいただきました町民の皆さま、関係各位に対しまして心よりお礼申し上げます。

平成30年3月

蔵王町長 **村上 英人**



# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 法令等の根拠.....	3
3. 計画の位置付け.....	4
4. 計画の期間.....	4
5. 日常生活圏域の設定.....	5
6. 計画策定の視点.....	5
<b>第2章 高齢者を取り巻く状況</b> .....	<b>9</b>
1. 人口の推移と将来推計.....	11
2. 高齢者のいる世帯数の推移.....	13
3. 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計.....	14
4. アンケート調査結果からみる状況.....	16
5. 福祉関係団体・サービス提供事業者調査からみる現状.....	21
6. 第6期計画の振り返り.....	23
<b>第3章 計画の基本理念・目標</b> .....	<b>33</b>
1. 基本理念.....	35
2. 基本目標.....	36
3. 施策体系.....	37
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>39</b>
1. 介護保険事業の充実.....	41
2. 高齢者の地域生活の充実と権利擁護の推進.....	57
3. 健康づくりと安全な暮らしを守る環境整備.....	65
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>69</b>
1. 計画の推進体制.....	71
2. 計画の進行管理.....	72
3. 計画の周知・啓発.....	72
<b>資料編</b> .....	<b>73</b>
1. 蔵王町介護保険条例（抜粋）.....	75
2. 蔵王町介護保険運営委員会規則.....	76
3. 蔵王町介護保険運営委員会委員名簿.....	77
4. 計画策定の経過.....	78

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉」等の単語や病名等の固有名詞については、元の表記を使用しています。

※元号については、2019年5月1日の改元が予定されていますが、本計画が策定された2018年(平成30年)3月時点では新元号が未定であるため、2019年(平成31年)5月以降についても「平成」の表記を使用しています。

## 第1章 計画の概要



## 1. 計画策定の趣旨

---

本町では、介護保険制度が施行された平成 12 年から6期にわたり「蔵王町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりとして、高齢者福祉施策の充実や介護保険事業の円滑な提供等に取り組んできました。

しかし、近年、我が国では平均寿命の延伸等により高齢者人口の増加が続いており、平成 27 年の国勢調査では、65 歳以上の高齢者人口は約 3,346 万人、高齢化率は 26.6%となっています。また、本町ではより顕著に高齢化が進行しており、平成 29 年9月末時点で、65 歳以上の高齢者は 4,298 人、高齢化率は 34.8%となっており、町民の約3人に1人が高齢者となっています。さらに、平成 37 年には団塊世代が 75 歳以上となるため、今以上の高齢化が予想されています。

「蔵王町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」(以下、「第6期計画」という。)では『高齢者が心豊かに安心して暮らせるまち』を基本理念として、地域による支え合いや介護保険等の各種サービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立して生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指してきました。

今回、第6期計画の計画期間が終了することから、新たに「蔵王町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとなりました。本計画では、第6期計画に引き続き、団塊世代が 75 歳以上となる平成 37 年を見据えた計画として、本町の高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や具体的な取組等について示すとともに、第6期計画の取組を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化及び地域共生社会の実現等を目指して策定するものです。

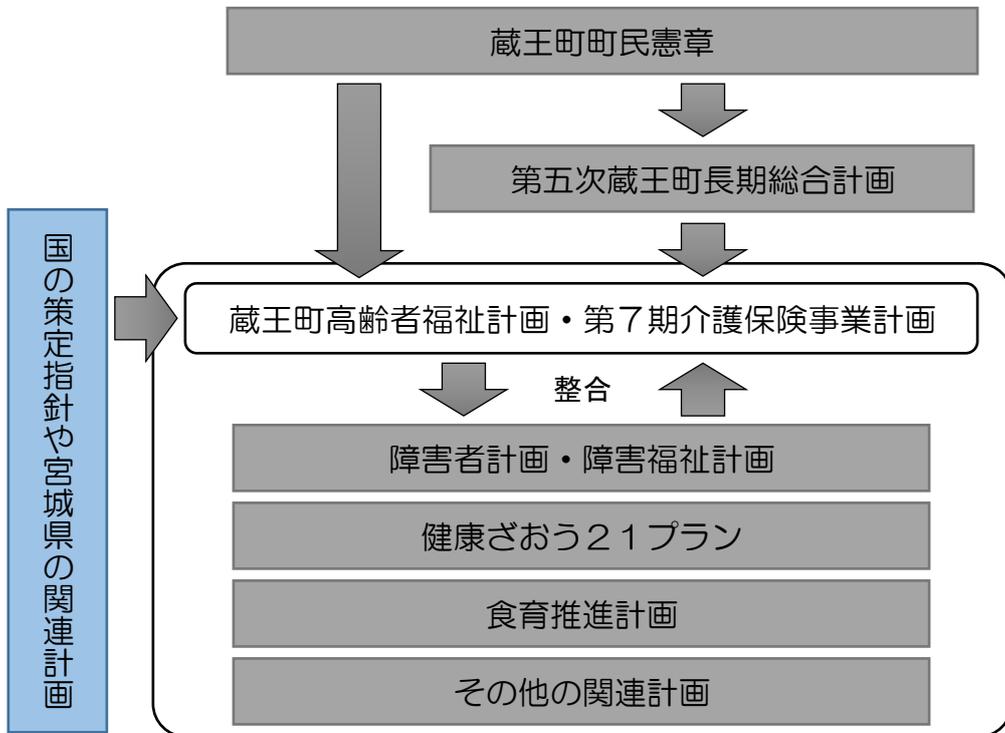
## 2. 法令等の根拠

---

本計画は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

### 3. 計画の位置付け

本計画は、蔵王町町民憲章を基本として、「第五次蔵王町長期総合計画」を上位計画とし、国の策定指針や宮城県の関連計画及び町の関連計画との整合性を保つようにして策定したものです。



### 4. 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間としています。平成32年度には見直しを行い、新たな計画を策定します。また、本計画は平成37年度を見据えた計画とするよう求められています。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
第6期計画			第7期計画 (本計画)			第8期計画			第9期計画		

## 5. 日常生活圏域の設定

---

本町では、地理的条件やサービス基盤の均衡、事業者の参入等を促進するため、第6期計画に引き続き、町内全体を一つの日常生活圏域として設定します。

## 6. 計画策定の視点

---

### 6-1. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

---

平成30年4月に施行される(一部は平成30年8月施行予定)「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の目的は、「高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。」とされています。

#### I. 地域包括ケアシステムの深化・推進

##### 1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組む仕組みの制度化

- ①データに基づく課題分析と対応(取組内容・目標の介護保険事業(支援)計画への記載)
- ②適切な指標による実績評価
- ③インセンティブの付与

##### 【その他の取組】

- ・地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務付け等)
- ・認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方を介護保険制度に位置付ける)
- ・居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化(小規模多機能等の更なる普及に向け、指定拒否の仕組み等の導入)

##### 2. 医療・介護の連携の推進等

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長

### 3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

- ①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
- ②この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
- ③地域福祉計画の充実

また、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける

#### 【その他の取組】

- ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
- ・介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し(入所前の市町村を保険者とする)

## II. 介護保険制度の持続可能性の確保

### 1. 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする(平成30年8月施行)

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする(月額44,400円の負担の上限あり)

### 2. 介護納付金への総報酬割の導入(平成29年8月の介護納付金から適用)

各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする(激変緩和の観点から段階的に導入)

出典:全国介護保険担当課長会議(平成29年7月3日)資料より

## 6-2. 計画策定に向けて

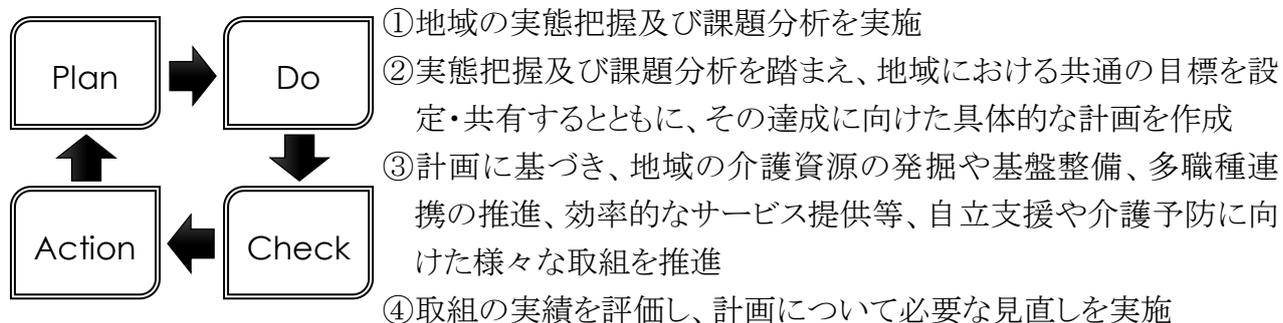
本計画では、上記の介護保険法等の改正及び国の基本指針を踏まえ、以下の事項に取り組んでいきます。

### ■2025年度(平成37年度)を見据えた計画の策定

- ・団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、地域包括ケアシステムを段階的に構築していき、団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成52年に向け、地域の実情に合わせて地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とする
- ・第7期計画中の取組を基本として、平成37年度の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みや保険料水準を推計
- ・平成37年度の量の見込みや保険料水準を踏まえ、第7期計画から第9期計画における段階的な充実の方針とその中での第7期計画の位置付けを明らかにし、第7期計画の具体的な取組内容やその目標を計画に位置付ける

## ■保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

・PDCAサイクルに基づいて下記の①～④を繰り返し、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していく



## ■医療計画との整合性の確保

- ・高度急性期から在宅医療・介護までの一連的なサービス提供体制の一体的な確保を図るため、宮城県が作成する第7次医療計画、第7期介護保険事業(支援)計画との整合性を確保する
- ・医療計画の一部として作成される「地域医療構想」と、第7期計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保できるよう、関係者による地域医療・介護調整会議(協議の場)において、より緊密な連携が図られるような体制整備に努める



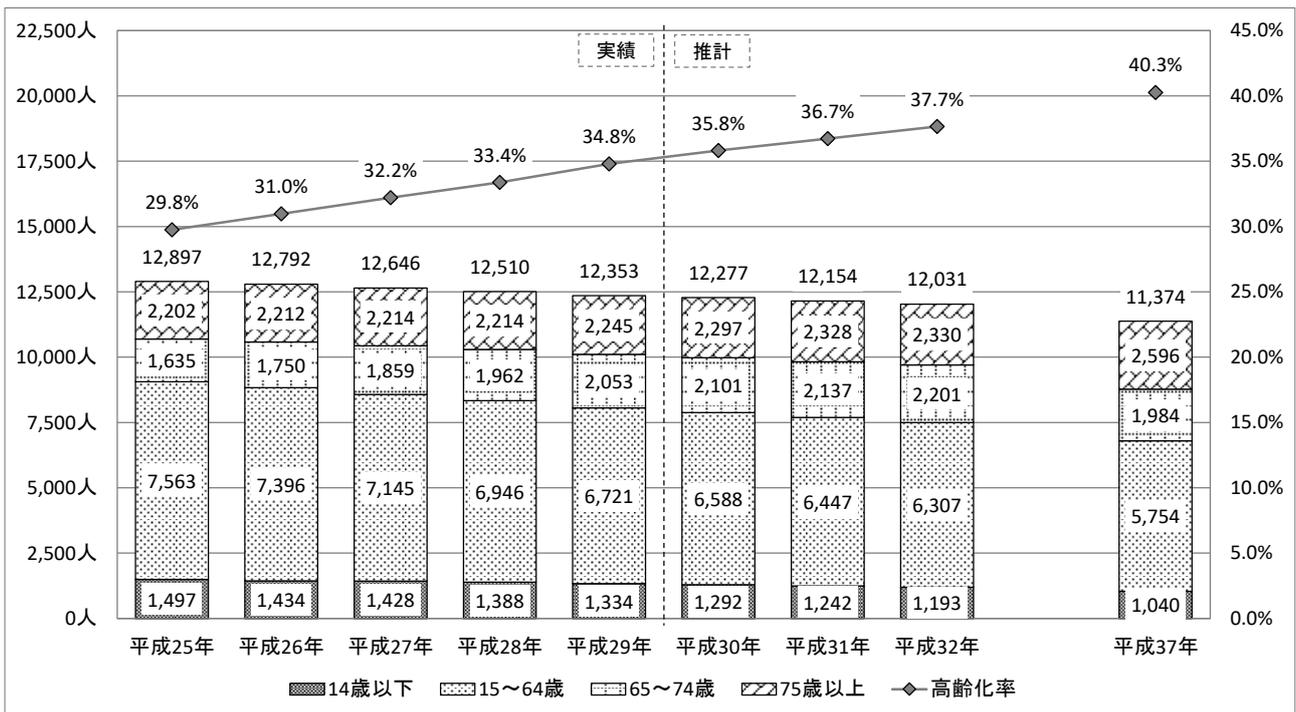
## 第2章 高齢者を取り巻く状況



# 1. 人口の推移と将来推計

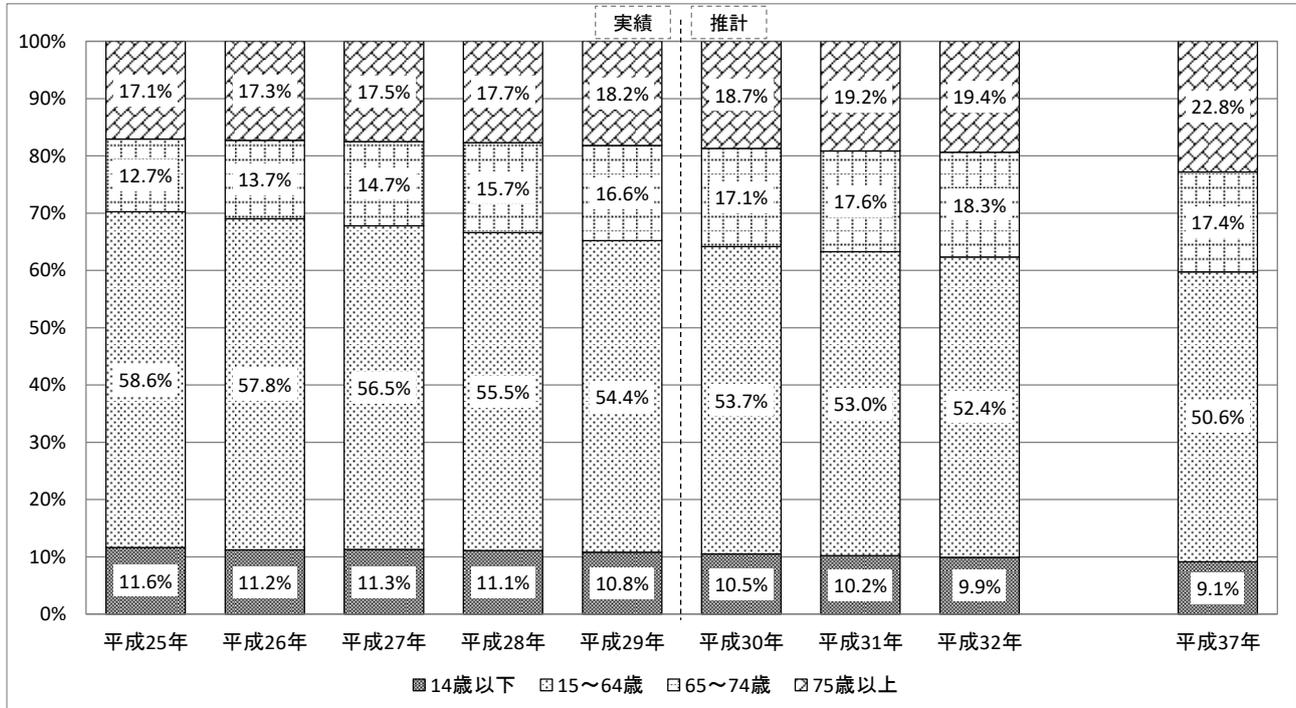
本町の総人口の推移をみると、年々減少を続けており、平成 29 年には 12,353 人となっています。今後の推計においても減少を続けると予想されており、平成 32 年には 12,031 人、平成 37 年には 11,374 人になると予想されています。

一方、高齢化率は増加を続けており、平成 26 年に 30%を超え、平成 29 年には 34.8% となっています。今後も増加し続け、平成 32 年には 37.7%、平成 37 年には 40.3% に到達すると予想されています。



※各年9月末時点。平成 25～29 年までは住民基本台帳による。平成 30 年以降はコーホート要因法による推計結果

年齢4区分別の構成割合の推移をみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少傾向にありますが、「65～74歳」と「75歳以上」は増加傾向にあります。平成32年から平成37年にかけて、「75歳以上」は更なる増加が予想されていますが、「65～74歳」はわずかに減少することが予想されています。

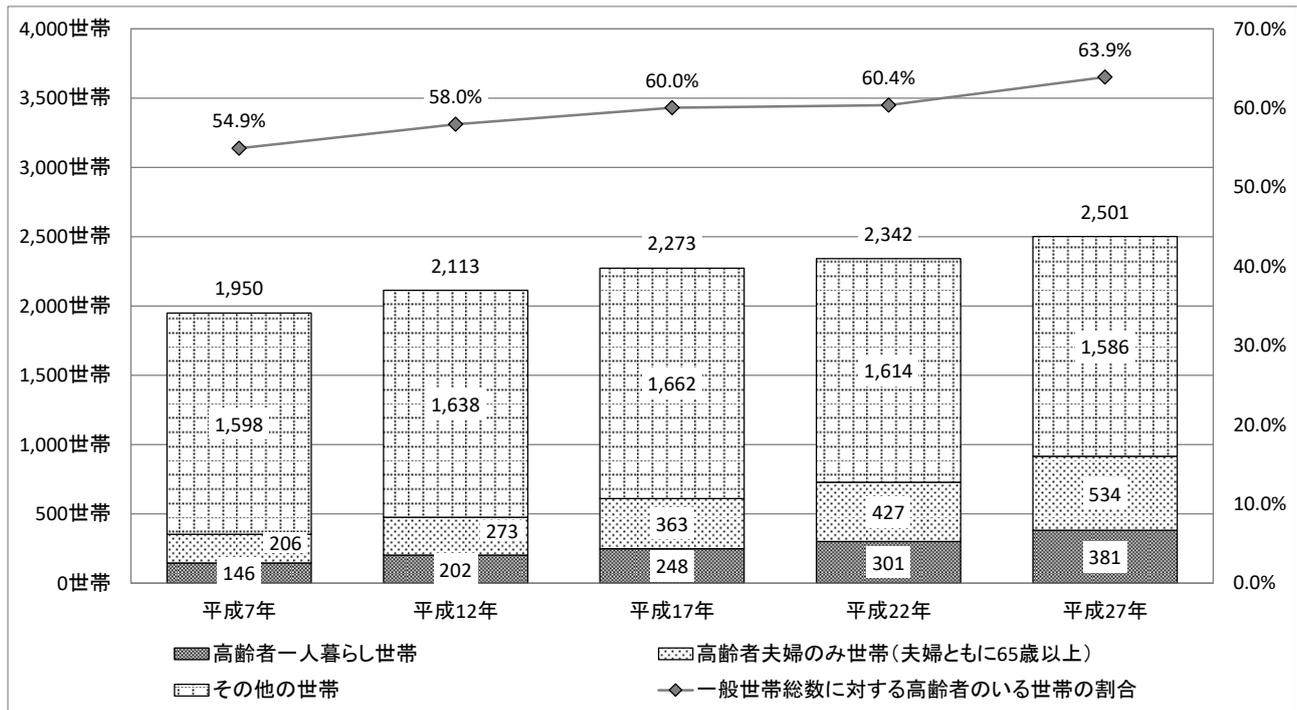


※各年9月末時点。平成25～29年までは住民基本台帳による。平成30年以降はコーホート要因法による推計結果

## 2. 高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯数の推移をみると、総数は増加傾向にあり、平成27年は2,501世帯、一般世帯総数に占める割合は63.9%となっています。

高齢者のいる世帯の内訳をみると、年々「高齢者一人暮らし世帯」と「高齢者夫婦のみ世帯(夫婦ともに65歳以上)」が増加しており、平成7年と平成27年の構成比を比べると、どちらもほぼ倍に増加しています。



※国勢調査より

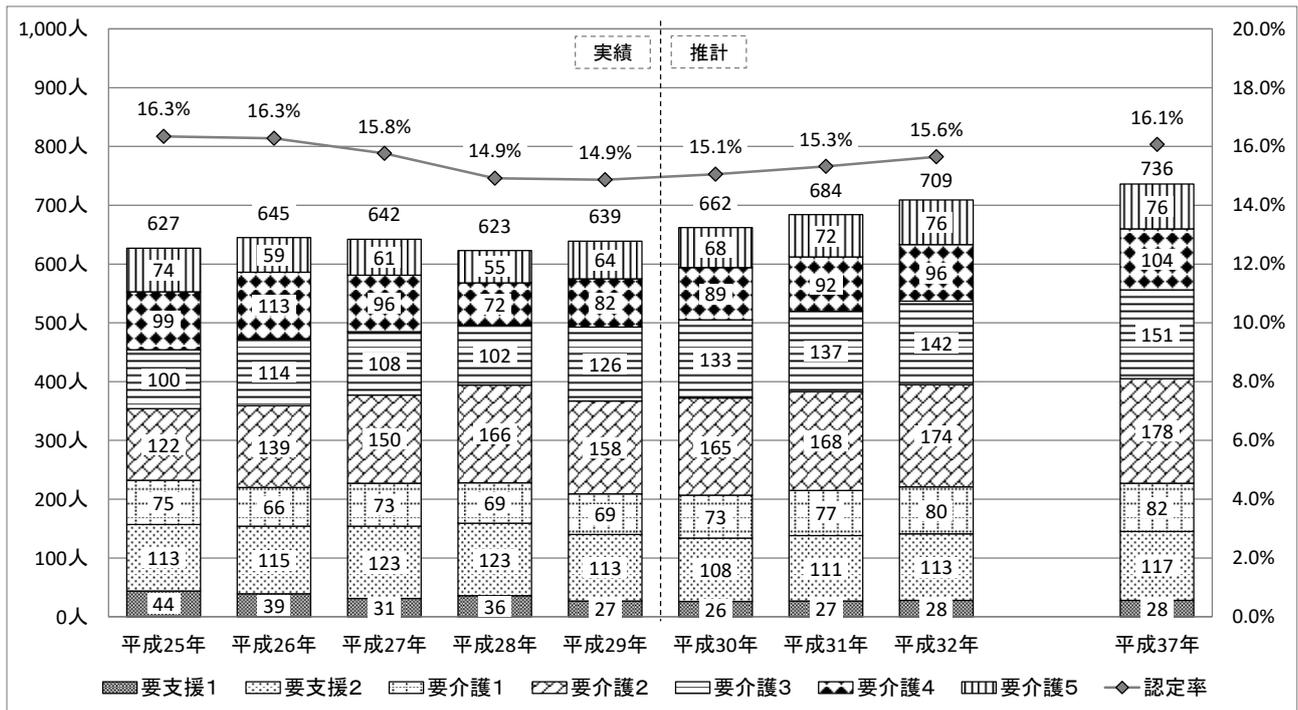
	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	構成比								
一般世帯総数	3,550	100.0%	3,646	100.0%	3,786	100.0%	3,879	100.0%	3,913	100.0%
高齢者のいる世帯	1,950	54.9%	2,113	58.0%	2,273	60.0%	2,342	60.4%	2,501	63.9%
高年齢者一人暮らし世帯	146	7.5%	202	9.6%	248	10.9%	301	12.9%	381	15.2%
高年齢者夫婦のみ世帯 (夫婦ともに65歳以上)	206	10.6%	273	12.9%	363	16.0%	427	18.2%	534	21.4%
その他の世帯	1,598	81.9%	1,638	77.5%	1,662	73.1%	1,614	68.9%	1,586	63.4%

※国勢調査より。「高年齢者一人暮らし世帯」と「高年齢者夫婦のみ世帯(夫婦ともに65歳以上)」、「その他の世帯」の構成比は、「高齢者のいる世帯」に対する割合

### 3. 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

要支援・要介護認定者数の推移をみると、総数は 630～640 人前後で推移しています。要介護度別にみると、「要介護2」と「要介護3」はやや増加していますが、平成 29 年度の総合事業の開始により要支援者は減少しています。

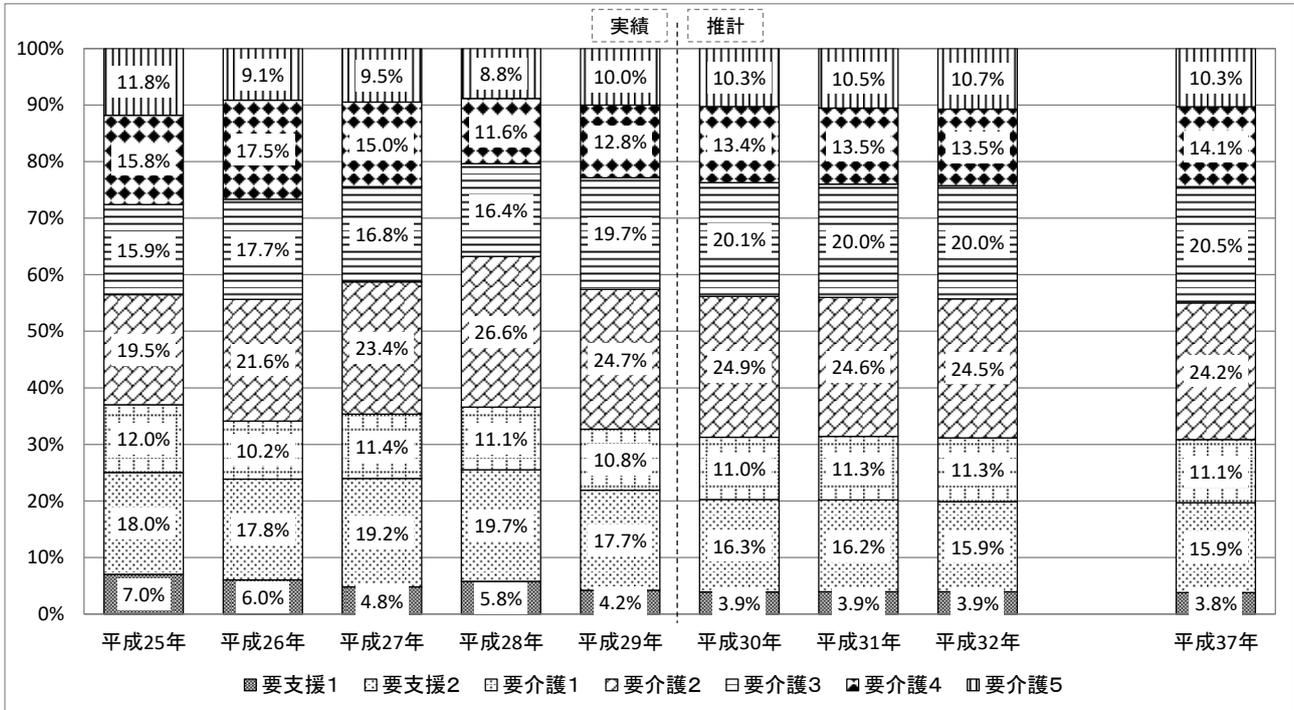
今後の推計をみると、認定率が徐々に高まる 80 歳以上人口の増加が見込まれることから、認定者数も増加するものと見込まれています。



※各年9月末時点。平成 25～29 年は介護保険事業状況報告より。平成 30 年以降は、平成 29 年度の男女・年齢区分・要介護度別の平均認定率が今後も同様であると仮定し、各年の推計年齢区分人口に乗じて算出した推計

要介護度別の割合の推移をみると、「要介護2」と「要介護3」がやや増加しているのに対して、「要支援1」と「要介護4」はやや減少しています。

今後の推計については、平成29年度の男女・年齢区分・要介護度別の平均認定率を用いた推計方法であるため、ほぼ同じ割合で推移していくものと見込まれています。



※各年9月末時点。平成25～29年は介護保険事業状況報告より。平成30年以降は、平成29年度の男女・年齢区分・要介護度別の平均認定率が今後も同様であると仮定し、各年の推計年齢区分人口に乗じて算出した推計

## 4. アンケート調査結果からみる状況

### 4-1. アンケート調査の概要

調査名称	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	町内在住の町民のうち、65歳以上高齢者及び在宅の要支援認定者	町内在住の町民のうち、在宅の要介護者及びその家族
調査方法	郵送調査	
調査期間	平成29年4月	
配布数	3,648票	336票
有効回収数	2,388票	205票
有効回収率	65.5%	61.0%

### 4-2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

#### (1) 回答者のプロフィール

- ・性別は、「女性」が54.1%、「男性」は44.3%
- ・年齢は、「65～69歳」が3割弱、その他の年齢層は1～2割程度
- ・居住地区は、「遠刈田地区」が28.5%、「宮地区」が23.9%、「永野地区」が16.7%、「円田地区」が15.9%、「平沢地区」が13.7%
- ・日常生活での介護・介助の必要性は、「介護・介助は必要ない」が8割近く
- ・経済状況は、「ふつう」が63.8%、『苦しい』（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）が27.9%

#### (2) からだを動かすことについて

- ・外出状況は、『週2回以上外出』（「週2～4回」と「週5回以上」の合計）が69.0%、『外出回数は減っていない』（「減っていない」と「あまり減っていない」の合計）が75.0%。一方、外出を控えているかでは「はい」が24.9%あり、外出しない理由は「足腰などの痛み」が多くなっている。外出手段は自動車と徒歩が上位にあげられている。“男性”と“74歳以下”は自分で運転することが多い傾向がある

週2回以上外出している人、外出回数が減っていない人が7割前後となっています。ただし、外出を控えている人も約4人に1人の割合で存在しており、その理由として「足腰などの痛み」が半数を占めていることから、閉じこもりにならないよう対策を検討する必要があると考えられます。また、外出手段として自動車が多いことから、運転できない場合や乗せてもらえる人がいない場合の外出支援を検討していくことが重要です。

### (3) 食べることについて

- ・BMI判定は、「普通体重」が 58.1%、『肥満』（「肥満(1度)」～「肥満(4度)」の合計)が 29.9%
- ・歯の本数と入れ歯の利用状況は、『入れ歯を利用』（「自分の歯は 20 本以上、かつ入れ歯を利用」と「自分の歯は 19 本以下、かつ入れ歯を利用」の合計)が5割強、『自分の歯は 19 本以下』（「自分の歯は 19 本以下、かつ入れ歯を利用」と「自分の歯は 19 本以下、入れ歯の利用なし」の合計)が約5割
- ・共食機会は、「毎日ある」が 54.6%、「1人暮らし」は共食機会がやや少ない傾向がある

低体重の人はわずかですが、肥満の人が約3割を占めていることから、生活習慣病の予防も含め、肥満の減少に努めることが必要とされます。

自分の歯の本数が 19 本以下の人が約5割となっていることから、高齢になっても健康的な生活を送るための口腔ケアの啓発が重要となっています。

また、1人暮らしの人の共食機会を増やしていくことが、閉じこもりの防止や地域とのつながりの構築につながる可能性があることから、今後はより力を入れていくことも必要とされます。

### (4) 毎日の生活について

- ・認知機能の状況は、物忘れが多いと感じるかで「はい」が4割強、今日が何月何日かわからない時があるかで「はい」が3割弱
- ・他者との関わりは、7～9割程度が関わりを持っている回答となっている
- ・趣味と生きがいは、6～7割が「ある」。趣味が「ある」人は、生きがいも「ある」割合がやや多い

認知機能は年齢とともに低下していくものであり、今回の調査では認知機能低下の可能性のある人が3～4割いると思われることから、今後に向けて、生活習慣や日頃のトレーニング等で認知症を予防していくことと、高齢者の家族や介護者に向けた認知症の啓発がより重要になると考えられます。

他者との関わりについては、現状でも多くの人に関わりを持っていると考えられるため、引き続き、この状況を維持するとともに、関わりがより多くなるよう交流に関する支援の実施や交流機会の創出等を検討することが重要となります。

趣味、生きがいがある人が多くなっており、趣味や生きがいが社会参加のきっかけになることや、趣味が生きがいにつながることも考えられるため、趣味の活動の支援も大切なことと考えられます。

#### (5) 地域での活動について

- ・地域での活動は、どの活動についても『参加している』（「週4回以上」～「年に数回」の合計）が1～2割程度となっている
- ・地域づくりへの参加意向は、『地域づくりに参加者として参加してもよい』（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）が 55.1%、『地域づくりに企画・運営（お世話役）として参加してもよい』は 36.4%

地域活動は全般的に参加している割合は1～2割となっていますが、地域づくり活動への参加意向は4割弱～5割強となっているため、活動によってはより多くの参加が見込める可能性があります。今後の地域活動の活性化に向けて、参加意向を実際の参加に結びつけるための取組等、参加促進が重要なポイントになると考えられます。

#### (6) 助け合いについて

- ・助け合いの相手は、「配偶者」や「同居・別居の子ども」が上位にあげられており、家族・友人・知人以外の相談相手は「医師・歯科医師・看護師」が最も多い
- ・友人付き合いは、友人と『月に何度か以上会う』（「毎日ある」と「週に何度かある」、「月に何度かある」の合計）が 75.8%、会う人数は『3人以上』（「3～5人」と「6～9人」、「10人以上」の合計）が 71.1%、よく会う人は「近所・同じ地域の人」が 67.8%

配偶者や子ども等の親族以外では、医師等が相談相手として最も多くあげられており、かかりつけ医の啓発等が重要と考えられますが、それ以外にも気軽に相談できる窓口等の周知・整備等も必要と考えられます。

月に何度か以上、友人と会っている人は約4人に3人の割合となっており、近所や地域での交流は活発といえます。今後に向けては、近所や地域の交流をより活発にしていくとともに、趣味の活動等で町内の広いエリアでの交流も視野に入れていくことが重要と思われます。

#### (7) 健康について

- ・健康状態は、『健康状態はよい』（「とてもよい」と「まあよい」の合計）が 74.8%
- ・幸福感が平均 7.2 点、ゆううつな気持ちや心から楽しめない感じになることは2～3割が「はい」
- ・お酒を「ほぼ毎日飲む」が 20.6%、「男性」では 39.5%。タバコを「ほぼ毎日吸っている」が 8.7%、「男性」では 16.1%
- ・治療中・後遺症のある病気は、「ある」が 74.3%。具体的には「高血圧」が 57.7%

健康状態はよい人が多く、幸福感は5点をつけた人が2割弱いるものの、平均点としては7.2点と幸福を感じている人が多くなっています。一方で、2～3割の人が、ゆううつな気持ちや心から楽しめない感じになるとしているため、うつへの対策が大切と考えられます。

毎日飲酒をしている人が2割おり、特に男性では4割弱となっており、同様に喫煙についても男性の割合が高くなっています。健康寿命の延伸の観点から、(特に男性に向けて)適切な飲酒量や喫煙・受動喫煙の影響等の啓発が必要と思われます。

現在治療中・後遺症のある病気がある人の6割弱が高血圧をあげているため、高血圧の対策として、望ましい生活習慣、食習慣の周知・啓発に努めることが重要と考えられます。

### 4-3. 在宅介護実態調査結果

#### (1)回答者のプロフィール

- ・性別は、「女性」が67.3%、「男性」は31.2%
- ・年齢は、「85～89歳」が3割強、「90歳以上」と「80～84歳」が2割前後
- ・居住地区は、「宮地区」が28.3%、「遠刈田地区」が25.9%、「永野地区」が18.0%、「円田地区」が13.7%、「平沢地区」が12.7%
- ・要介護度は、「要介護2」が4割強、「要介護3」と「要介護1」が2割前後

#### (2)本人について

- ・現在抱えている傷病は、「認知症」が42.9%
- ・介護保険サービスの利用状況については、最近介護保険サービスを「利用した」が65.4%、利用したサービスでは⑤通所介護(デイサービス)の利用が多くなっている。サービス未利用の理由は、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」と「本人にサービス利用の希望がない」が3割程度
- ・介護保険以外のサービス等は「利用していない」が57.1%。今後の在宅生活の継続に必要と感じるサービス等は、外出の支援や見守り、食事に関するサービス等が上位にあげられている一方で、「特になし」が33.7%

認知症を患っている人が4割強となっていることから、介護者への認知症の啓発や相談窓口の周知、認知症高齢者に向けたサービス等の推進が重要と思われます。

介護保険サービスは6割以上が利用していますが、各サービスの利用割合にはばらつきがありました。

介護保険以外のサービス等は利用していない人が6割弱となっています。また、今後必要と感じるサービス等も、特になしという人が3割強となっていますが、一方で、移送サービス等の外出支援や見守り、配食・調理等の食に関するサービス等が上位にあげられていることから、就労している介護者が日中に行うことが難しい介護や在宅の生活支援につながるサービスの提供が求められていると考えられます。

### (3)主な介護者のプロフィール

- ・主な介護者は、「子」が 42.6%、「配偶者」と「子の配偶者」が 24.8%
- ・主な介護者の性別は、「女性」が 68.8%、「男性」は 29.1%
- ・主な介護者の年齢は、「60代」が 34.8%、「50代」が 28.4%。『50代以上』（「50代」～「80歳以上」の合計）は 90.1%

### (4)主な介護者の就労と介護の状況について

- ・介護離職の有無は、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が 7.1%、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 60.3%
- ・行っている介護等では「食事の準備（調理等）」と「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が上位にあげられており、不安を感じる介護等では「夜間の排泄」と「認知症状への対応」、「日中の排泄」が上位にあげられている
- ・就労状況は、『働いている』（「フルタイムで働いている」と「パートタイムで働いている」の合計）が 40.5%、「働いていない」は 44.7%
- ・働き方の調整等は、「特に行っていない」が 45.6%、「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）』しながら、働いている」が 28.1%
- ・勤め先からの支援は、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が 33.3%、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 28.1%、「介護をしている従業員への経済的な支援」が 26.3%、「制度を利用しやすい職場づくり」が 21.1%
- ・介護継続に関する意識は、『続けていける』（「問題なく、続けていける」と「問題はあるが、何とか続けていける」の合計）が 75.4%となっているものの、『続けていくのは難しい』（「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」の合計）が 22.8%

現状では、介護が原因での離職や転職はあまり多くありませんが、主な介護者の4割が就労しており、仕事をしながら介護をするために労働時間の調整等を行っている人が3割近くいること等を考慮すると、介護離職ゼロを目指すためには、就労している人が介護しやすい環境（介護休暇等の制度の充実や制度の利用しやすい職場づくり等）の整備に努めることが重要です。

また、不安を感じている介護等として、排泄行為や認知症状への対応があげられているため、これらの介護に関する情報提供や支援サービスを検討することも必要と思われます。

## 5. 福祉関係団体・サービス提供事業者調査からみる現状

### 5-1. 福祉関係団体・サービス提供事業者調査の概要

調査対象	福祉関係団体	サービス提供事業者
調査方法	郵送調査	
調査期間	平成 29 年 7 月	
配布数	6 票	9 票
有効回収数	5 票	9 票

### 5-2. 福祉関係団体調査結果

はつらつ長寿支援事業をはじめとして、地域で福祉活動をしている福祉関係団体の活動は地域に定着している部分もあり、ある程度の参加者が見込めています。しかし、長く活動を続けていることもあり、運営者や参加者の高齢化が進行しており、リーダーや参加者の確保、会場までの交通手段等が課題となっています。こうした課題に対して、各団体では地域への周知を図ることで加入者の増加を目指すことや、住民相互の支援による交通手段確保の検討を進めています。

また、認知症への対応は、予防活動としての交流を行っている団体や相談等を実施している団体等がありますが、重症の人への対応は難しい状況です。

今後の方向性としては、活動の拡大と現状維持が半々となっており、具体的な取組としては、住民相互の支援活動の推進や集いの場の開設等があげられています。

他団体や医療機関、行政機関との連携については、様々な連携がなされており、主に情報共有や相談等が行われています。また、行政機関との連携では、町施設利用時の負担軽減や研修会等への支援、町実施事業への参加等の連携・協力体制が築かれています。

しかし、地域における横の連携(老人会、民生委員、ボランティア等)や医療機関との連携等に不足を感じている団体は少なくありません。また、連携時の決め事(緊急時の対応等)が明確ではない点に不安を覚えている団体もありました。今後に向けては、連携を行う者同士の情報交換等、定期的な話し合いの場を持つことが重要という意見があげられています。

町へ期待することは様々な意見があげられており、交通弱者への支援や認知症高齢者とその家族に向けた集いの場の提供、健康づくりに取り組みやすい環境の構築等が主な意見となっています。また、町が力を入れていくべきと思うこととしては、現在実施されている事業の改善や認知症サロン等の新たな事業の展開、住民の主体的な地域活動の促進等を求める意見があげられました。

### 5-3. サービス提供事業者調査結果

---

サービス提供事業者では施設等をはじめとして様々な事業が展開されており、地域とのつながりが築けたという意見や、他のサービス提供事業者や団体等との連携を行っているという意見があげられました。一方で、事業を展開する上での課題としては、法改正による利用者の減少や事業を行う会場のキャパシティの問題、本業以外の地域における支援活動に割ける人員の不足、交通支援の問題等があげられています。

利用者の減少に対しては、地域や地域の事業所との交流を行い、事業所の周知や地域での各種教室開催等を通じた支援を行うことで、ニーズの掘り起こしを含めて利用者の増加や目指すという意見があげられました。また、その他の課題への対応としては、人材育成等を含めた人員体制の強化や利用者を社会貢献活動に巻き込んでいくという意見もありました。

認知症への対応としては、事業所での研修実施等で認知症への理解を深めるとともに、認知症予防の取組を実施すること等が多くあげられています。

今後の方向性としては、活動の拡大と現状維持がほぼ半々となっています。具体的な取組としては、認知症の人やその家族を地域で支えていくための啓発や集いの場の開催等に力を入れるという意見や、地域で高齢者の自立した生活を支えられるよう事業を展開していくといった意見がみられました。

他のサービス提供事業者や福祉関係団体、医療機関、行政機関との連携については、ある程度連携しているという意見が多くなっています。サービス提供事業者間では情報交換の実施や、地域における会議体等への参加での連携が多くなっており、医療機関との連携は、施設等では連携が取れているという意見が多くなっていますが、サービス内容的に連携があまりないという事業所もありました。行政機関との連携については、会議体等への出席や都度の相談等を行っているサービス提供事業者が多くなっています。しかし、情報交換の機会が少ない等の意見も散見されました。

連携に関しての問題点や課題は、サービス提供事業所等の各機関や福祉関係団体が多忙であるため、情報共有の機会を持つことが難しいことや、医療機関との連携がスムーズではないこと等が意見としてあげられていました。こうした課題に対しては、地域で福祉に関わる様々な機関やサービス提供事業所、福祉関係団体等が参加する会議体や研修会等を開催し、情報共有及び課題への対応を図ることを求める意見が多くあげられました。また、サービス提供事業所間の連携による研修の実施等も意見としてあげられています。

町へ期待することは、手続きの簡素化や各介護保険サービスの周知の充実等の意見があげられました。また、認知症の啓発支援や高齢者等の支援が必要な人に関する情報提供等も求められています。今後に向けては、高齢者のみの福祉ではなく、町ぐるみで様々な福祉課題に対応する環境づくりや、その際の情報提供等に力を入れていくべきという意見があげられました。

## 6. 第6期計画の振り返り

### 6-1. 介護予防の推進

#### (1) 地域支援事業の充実

高齢者が健康な状態を維持し、できる限り要介護状態にならずに地域で生活できるよう、また、要支援・要介護状態になった場合の重度化予防等を目的として、地域支援事業を実施してきました。第6期計画での取組状況は以下の通りです。

#### ■一次予防事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)		
介護予防普及啓発事業	介護予防講演会					
	回数	計画値	1回	1回	1回	
		実績値	1回	1回	1回	
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	
	参加者	計画値	200人	200人	200人	
		実績値	467人	146人	150人	
		達成率	233.5%	73.0%	75.0%	
	通所型介護予防事業	生涯ピンピン教室(運動コース)				
		回数	計画値	20回	20回	20回
			実績値	20回	20回	10回
			達成率	100.0%	100.0%	50.0%
		参加者	計画値	15人	15人	15人
実績値			25人	23人	30人	
達成率			166.7%	153.3%	200.0%	
延べ参加者数		計画値	300人	300人	300人	
		実績値	199人	173人	300人	
		達成率	66.3%	57.7%	100.0%	
活動支援事業		はつらつ長寿支援事業				
		延べ参加者数	計画値	3,500人	3,500人	3,500人
	実績値		3,693人	3,439人	3,500人	
	達成率		105.5%	98.3%	100.0%	
	温泉で・い～サービス					
	延べ利用人数	計画値	1,300人	1,300人	1,300人	
		実績値	1,042人	965人	993人	
		達成率	80.2%	74.2%	76.4%	

#### ■二次予防事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
通所型介護予防事業	生涯ピンピン教室(からだ元気コース)				
	回数	計画値	20回	20回	20回
		実績値	20回	20回	10回
		達成率	100.0%	100.0%	50.0%
	参加者	計画値	15人	15人	15人
		実績値	25人	23人	30人
		達成率	166.7%	153.3%	200.0%
	延べ参加者数	計画値	300人	300人	300人
		実績値	199人	173人	300人
		達成率	66.3%	57.7%	100.0%
	生涯ピンピン教室(お口の健康と栄養コース)				
	回数	計画値	6回	6回	6回
		実績値	0回	0回	0回
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	参加者	計画値	7人	7人	7人
		実績値	0人	0人	0人
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	延べ参加者数	計画値	42人	42人	42人
		実績値	0人	0人	0人
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	生涯ピンピン教室(認知症予防コース)				
	回数	計画値	25回	25回	25回
		実績値	19回	20回	20回
		達成率	76.0%	80.0%	80.0%
参加者	計画値	15人	15人	15人	
	実績値	22人	21人	30人	
	達成率	146.7%	140.0%	200.0%	
延べ参加者数	計画値	375人	375人	375人	
	実績値	359人	292人	300人	
	達成率	95.7%	77.9%	80.0%	

一次予防事業では、介護予防普及啓発事業はおおむね計画通りの利用状況となっておりますが、地域介護予防活動支援事業の「温泉で・い～サービス」はやや利用が少なくなっています。

二次予防事業では、「生涯ピンピン教室(からだ元気コース)」と「生涯ピンピン教室(認知症予防コース)」の延べ参加者数がやや少ない状況です。

一次予防事業としては、介護予防の普及啓発としての講演や講話、運動機能等の向上を図る通所型教室、地域における交流等の自主活動の支援等に取り組んできました。普及・啓発には一定の効果がみられ、通所型教室の参加者増加にもつながっています。また、地域での自主活動が活発に行われており、地域と行政の連携強化にも役立っています。

その一方で、介護予防の取組は高齢者だけの問題ではないため、高齢者を支える人々を巻き込んだ形で普及・啓発を図る必要があります。また、地域での自主活動は、参加者の高齢化によりリーダー不足となり、活動継続が難しい地域もみられることから、支援内容を検討していくことが求められています。

二次予防事業についても、介護予防基本チェックリストや通所型教室を実施し、介護予防に取り組んでいます。介護予防基本チェックリストについては、高齢者の状態をある程度把握できてはいますが、本人の申告によるため、標準化された評価と言にくい部分が課題となっています。

包括的支援事業では、地域包括支援センターを中心として、介護予防ケアマネジメントや総合相談等に努めており、高齢者への適切な介護予防サービスの提供や相談から専門機関等へつなげることで、安心して生活できる環境づくりにつながっています。また、研修等を実施することで、介護支援専門員のスキルアップや関係機関等との連携強化にも努めています。今後に向けては、地域の資源や活動につなげられるケアプランの作成や、相談に来られない人に対するアプローチ等が重要になると考えられます。

その他、認知症カフェも開催しており、家族介護者のリフレッシュ等に役立っていますが、参加が難しい人や抵抗を感じる人も多く、現状では参加者が限られています。また、成年後見制度の利用支援等も行っていますが、制度の周知が課題となっています。

(2)介護給付・介護予防給付サービス

居宅サービス(介護)の利用状況をみると、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」等の利用が計画値を上回っており、「居宅介護支援」はおおむね計画値通りの利用となっています。これら以外のサービスは、計画値に対して利用が少ない傾向がみられました。

■居宅サービス(介護)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
介護サービス	<b>訪問介護</b>			
	受給者数	計画値 1,044人 実績値 851人 達成率 81.5%	1,236人 803人 65.0%	1,488人 780人 52.4%
	延べ利用回数	計画値 25,050回 実績値 23,369回 達成率 93.3%	27,371回 23,184回 84.7%	28,308回 22,661回 80.1%
	給付費	計画値 74,460千円 実績値 68,949千円 達成率 92.6%	81,380千円 67,586千円 83.0%	84,358千円 67,768千円 80.3%
	<b>訪問入浴介護</b>			
	受給者数	計画値 228人 実績値 150人 達成率 65.8%	408人 124人 30.4%	564人 130人 23.0%
	延べ利用回数	計画値 521回 実績値 544回 達成率 104.4%	821回 465回 56.6%	908回 490回 54.0%
	給付費	計画値 5,862千円 実績値 6,164千円 達成率 105.2%	9,220千円 5,263千円 57.1%	10,198千円 5,572千円 54.6%
	<b>訪問看護</b>			
	受給者数	計画値 324人 実績値 341人 達成率 105.2%	456人 314人 68.9%	600人 351人 58.5%
	延べ利用回数	計画値 1,759回 実績値 1,788回 達成率 101.6%	1,946回 1,936回 99.5%	2,034回 1,903回 93.6%
	給付費	計画値 10,614千円 実績値 10,503千円 達成率 99.0%	12,047千円 10,600千円 88.0%	12,436千円 10,867千円 87.4%
	<b>訪問リハビリテーション</b>			
	受給者数	計画値 0人 実績値 0人 達成率 -	0人 0人 -	0人 0人 -
	延べ利用回数	計画値 0回 実績値 0回 達成率 -	0回 0回 -	0回 0回 -
	給付費	計画値 0千円 実績値 0千円 達成率 -	0千円 0千円 -	0千円 0千円 -
	<b>居宅療養管理指導</b>			
	受給者数	計画値 456人 実績値 330人 達成率 72.4%	492人 321人 65.2%	564人 322人 57.1%
	給付費	計画値 2,548千円 実績値 2,341千円 達成率 91.9%	2,763千円 2,450千円 88.7%	3,181千円 2,379千円 74.8%
	<b>通所介護</b>			
	受給者数	計画値 2,484人 実績値 2,311人 達成率 93.0%	2,700人 2,155人 79.8%	2,796人 2,119人 75.8%
	延べ利用回数	計画値 19,870回 実績値 19,834回 達成率 99.8%	21,215回 19,547回 92.1%	21,451回 19,361回 90.3%
	給付費	計画値 176,319千円 実績値 163,521千円 達成率 92.7%	178,455千円 159,554千円 89.4%	180,843千円 161,038千円 89.0%
	<b>通所リハビリテーション</b>			
	受給者数	計画値 192人 実績値 204人 達成率 106.3%	288人 257人 89.2%	372人 298人 80.1%
	延べ利用回数	計画値 1,118回 実績値 1,584回 達成率 141.7%	1,496回 2,058回 137.6%	1,775回 2,347回 132.2%
	給付費	計画値 10,203千円 実績値 14,869千円 達成率 145.7%	13,620千円 18,510千円 135.9%	16,950千円 21,748千円 128.3%

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
介護サービス	<b>短期入所生活介護</b>			
	受給者数	計画値 708人 実績値 633人 達成率 89.4%	732人 715人 97.7%	588人 670人 113.9%
	延べ利用回数	計画値 4,962回 実績値 5,170回 達成率 104.2%	4,897回 5,642回 115.2%	4,364回 5,520回 126.5%
	給付費	計画値 41,136千円 実績値 43,735千円 達成率 106.3%	39,875千円 47,618千円 119.4%	34,832千円 48,054千円 138.0%
	<b>短期入所療養介護</b>			
	受給者数	計画値 12人 実績値 3人 達成率 25.0%	12人 9人 75.0%	12人 15人 125.0%
	延べ利用回数	計画値 12回 実績値 14回 達成率 116.7%	30回 49回 163.3%	25回 147回 588.0%
	給付費	計画値 129千円 実績値 139千円 達成率 107.8%	321千円 498千円 155.1%	266千円 1,449千円 544.7%
	<b>福祉用具貸与</b>			
	受給者数	計画値 2,100人 実績値 1,854人 達成率 88.3%	2,196人 1,821人 82.9%	2,352人 1,935人 82.3%
	給付費	計画値 31,398千円 実績値 28,642千円 達成率 91.2%	32,360千円 28,435千円 87.9%	34,372千円 27,921千円 81.2%
	<b>特定福祉用具販売</b>			
	受給者数	計画値 20人 実績値 24人 達成率 120.0%	25人 22人 88.0%	30人 20人 66.7%
	給付費	計画値 1,025千円 実績値 691千円 達成率 67.4%	1,552千円 495千円 31.9%	1,817千円 526千円 28.9%
	<b>住宅改修</b>			
	受給者数	計画値 10人 実績値 3人 達成率 30.0%	6人 1人 16.7%	16人 8人 50.0%
	給付費	計画値 2,596千円 実績値 354千円 達成率 13.6%	3,270千円 148千円 4.5%	4,025千円 1,328千円 33.0%
	<b>居宅介護支援</b>			
	受給者数	計画値 3,288人 実績値 3,250人 達成率 98.8%	3,240人 3,111人 96.0%	3,348人 3,103人 92.7%
	給付費	計画値 46,477千円 実績値 50,115千円 達成率 107.8%	45,584千円 48,194千円 105.7%	46,937千円 48,783千円 103.9%
	<b>特定施設入居者生活介護</b>			
	受給者数	計画値 24人 実績値 48人 達成率 200.0%	96人 47人 49.0%	144人 53人 36.8%
	給付費	計画値 5,164千円 実績値 8,345千円 達成率 161.6%	16,408千円 8,814千円 53.7%	21,150千円 10,068千円 47.6%

居宅サービス(介護予防)の利用状況をみると、多くのサービスで年ごとの差が大きくなっています。平成29年度の利用見込みでは、「介護予防居宅療養管理指導」の受給者数と給付費が計画値を上回っており、「介護予防短期入所生活介護」は受給者数が、「介護予防特定施設入居者生活介護」は給付費が計画値を上回っています。

## ■居宅サービス(介護予防)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
介護予防サービス	<b>介護予防訪問介護</b>				
	受給者数	計画値	192人	216人	264人
		実績値	140人	159人	108人
		達成率	72.9%	73.6%	40.9%
	給付費	計画値	3,313千円	3,837千円	4,624千円
		実績値	2,212千円	2,730千円	2,168千円
		達成率	66.8%	71.1%	46.9%
	<b>介護予防訪問入浴介護</b>				
	受給者数	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
		達成率	-	-	-
	延べ利用回数	計画値	0回	0回	0回
		実績値	0回	0回	0回
		達成率	-	-	-
	給付費	計画値	0千円	0千円	0千円
		実績値	0千円	0千円	0千円
		達成率	-	-	-
	<b>介護予防訪問看護</b>				
	受給者数	計画値	60人	108人	132人
		実績値	45人	26人	15人
達成率		75.0%	24.1%	11.4%	
延べ利用回数	計画値	240回	394回	366回	
	実績値	243回	151回	110回	
	達成率	101.3%	38.3%	30.1%	
給付費	計画値	1,430千円	2,339千円	2,175千円	
	実績値	1,132千円	760千円	513千円	
	達成率	79.2%	32.5%	23.6%	
<b>介護予防訪問リハビリテーション</b>					
受給者数	計画値	0人	0人	0人	
	実績値	0人	0人	0人	
	達成率	-	-	-	
延べ利用回数	計画値	0回	0回	0回	
	実績値	0回	0回	0回	
	達成率	-	-	-	
給付費	計画値	0千円	0千円	0千円	
	実績値	0千円	0千円	0千円	
	達成率	-	-	-	
<b>介護予防居宅療養管理指導</b>					
受給者数	計画値	24人	24人	24人	
	実績値	14人	18人	33人	
	達成率	58.3%	75.0%	137.5%	
給付費	計画値	123千円	106千円	102千円	
	実績値	92千円	153千円	240千円	
	達成率	74.8%	144.3%	235.3%	
<b>介護予防通所介護</b>					
受給者数	計画値	936人	900人	960人	
	実績値	904人	904人	432人	
	達成率	96.6%	100.4%	45.0%	
給付費	計画値	32,955千円	31,975千円	33,761千円	
	実績値	28,628千円	28,458千円	14,363千円	
	達成率	86.9%	89.0%	42.5%	
<b>介護予防通所リハビリテーション</b>					
受給者数	計画値	60人	120人	156人	
	実績値	90人	88人	101人	
	達成率	150.0%	73.3%	64.7%	
給付費	計画値	2,613千円	5,688千円	7,394千円	
	実績値	3,210千円	3,394千円	3,884千円	
	達成率	122.8%	59.7%	52.5%	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
介護予防サービス	<b>介護予防短期入所生活介護</b>				
	受給者数	計画値	12人	24人	36人
		実績値	37人	32人	41人
		達成率	308.3%	133.3%	113.9%
	延べ利用回数	計画値	80回	182回	366回
		実績値	236回	211回	175回
		達成率	295.0%	115.9%	47.8%
	給付費	計画値	499千円	1,148千円	2,294千円
		実績値	1,311千円	1,280千円	1,200千円
		達成率	262.7%	111.5%	52.3%
	<b>介護予防短期入所療養介護</b>				
	受給者数	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
		達成率	-	-	-
	延べ利用回数	計画値	0回	0回	0回
		実績値	0回	0回	0回
		達成率	-	-	-
	給付費	計画値	0千円	0千円	0千円
		実績値	0千円	0千円	0千円
		達成率	-	-	-
<b>介護予防福祉用具貸与</b>					
受給者数	計画値	468人	540人	576人	
	実績値	425人	437人	437人	
	達成率	90.8%	80.9%	75.9%	
給付費	計画値	2,234千円	2,547千円	2,699千円	
	実績値	2,206千円	2,245千円	2,191千円	
	達成率	98.7%	88.1%	81.2%	
<b>介護予防特定福祉用具販売</b>					
受給者数	計画値	15人	15人	20人	
	実績値	15人	8人	11人	
	達成率	100.0%	53.3%	55.0%	
給付費	計画値	400千円	500千円	600千円	
	実績値	415千円	196千円	306千円	
	達成率	103.8%	39.2%	51.0%	
<b>介護予防住宅改修</b>					
受給者数	計画値	5人	6人	7人	
	実績値	6人	11人	7人	
	達成率	120.0%	183.3%	100.0%	
給付費	計画値	1,500千円	1,800千円	2,000千円	
	実績値	747千円	1,450千円	397千円	
	達成率	49.8%	80.6%	19.9%	
<b>介護予防支援</b>					
受給者数	計画値	1,188人	1,260人	1,356人	
	実績値	1,177人	1,210人	888人	
	達成率	99.1%	96.0%	65.5%	
給付費	計画値	5,063千円	5,219千円	5,645千円	
	実績値	5,200千円	5,409千円	3,942千円	
	達成率	102.7%	103.6%	69.8%	
<b>介護予防特定施設入居者生活介護</b>					
受給者数	計画値	12人	24人	36人	
	実績値	0人	13人	19人	
	達成率	0.0%	54.2%	52.8%	
給付費	計画値	118千円	138千円	157千円	
	実績値	0千円	1,001千円	1,506千円	
	達成率	0.0%	725.4%	959.2%	

施設サービスの利用状況をみると、「介護老人福祉施設」と「介護老人保健施設」は計画値の6～8割程度の利用となっており、「介護療養型医療施設」における平成 29 年度の利用見込みは計画値の1割程度となっています。

## ■施設サービス

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
施設サービス	介護老人福祉施設				
	受給者数	計画値	888人	984人	1,128人
		実績値	734人	608人	653人
		達成率	82.7%	61.8%	57.9%
	給付費	計画値	220,796千円	244,562千円	280,692千円
		実績値	183,998千円	155,655千円	169,022千円
		達成率	83.3%	63.6%	60.2%
	介護老人保健施設				
	受給者数	計画値	492人	588人	672人
		実績値	401人	368人	461人
		達成率	81.5%	62.6%	68.6%
	給付費	計画値	115,416千円	137,336千円	156,333千円
		実績値	105,666千円	99,490千円	124,016千円
		達成率	91.6%	72.4%	79.3%
	介護療養型医療施設				
受給者数	計画値	24人	36人	48人	
	実績値	14人	13人	5人	
	達成率	58.3%	36.1%	10.4%	
給付費	計画値	9,343千円	13,988千円	18,651千円	
	実績値	5,310千円	4,706千円	1,704千円	
	達成率	56.8%	33.6%	9.1%	

地域密着型サービスの利用状況をみると、「認知症対応型共同生活介護」の利用者数はほぼ横ばいですが、平成 29 年度の利用見込みは計画値の5割程度となっています。

地域密着型介護予防サービスの利用は、平成 27 年度の「介護予防認知症対応型共同生活介護」のみとなっています。

## ■地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護				
	受給者数	計画値	396人	492人	624人
		実績値	305人	289人	293人
		達成率	77.0%	58.7%	47.0%
	給付費	計画値	91,658千円	112,555千円	144,087千円
		実績値	71,430千円	69,562千円	74,010千円
		達成率	77.9%	61.8%	51.4%
	小規模多機能型居宅介護				
	受給者数	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
達成率		—	—	—	
給付費	計画値	0千円	0千円	0千円	
	実績値	0千円	0千円	0千円	
	達成率	—	—	—	
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型共同生活介護				
	受給者数	計画値	24人	36人	36人
		実績値	3人	0人	0人
		達成率	12.5%	0.0%	0.0%
	給付費	計画値	5,520千円	8,286千円	8,286千円
		実績値	675千円	0千円	0千円
		達成率	12.2%	0.0%	0.0%
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	受給者数	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
達成率		—	—	—	
給付費	計画値	0千円	0千円	0千円	
	実績値	0千円	0千円	0千円	
	達成率	—	—	—	

## 6-2. 地域生活を支援する取組の充実

### (1) 福祉サービス等の提供による生活支援

本町では、在宅高齢者に向けた福祉サービス等として様々なサービスを提供しており、第6期計画での取組状況は以下の通りです。

配食サービス事業と家族介護用品支給事業、敬老祝金等支給事業の3つは、おおむね計画通りの利用となっていますが、それ以外のサービスは利用が少なくなっています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
福祉サービス等	<b>配食サービス事業</b>				
	延べ利用件数	計画値	6,000件	6,000件	6,000件
		実績値	4,844件	5,654件	5,800件
		達成率	80.7%	94.2%	96.7%
	<b>ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業</b>				
	設置台数	計画値	19台	20台	21台
		実績値	14台	15台	16台
		達成率	73.7%	75.0%	76.2%
	<b>家族介護用品支給事業</b>				
	利用人数	計画値	280人	290人	300人
		実績値	275人	274人	280人
		達成率	98.2%	94.5%	93.3%
	<b>高齢者等移送用タクシー利用料助成事業</b>				
	利用人数	計画値	50人	55人	60人
		実績値	35人	26人	30人
		達成率	70.0%	47.3%	50.0%
	<b>短期入所(ショートステイ)事業</b>				
	延べ利用人数	計画値	0人	0人	0人
		実績値	1人	0人	0人
		達成率	—	—	—
延べ利用日数	計画値	0日	0日	0日	
	実績値	95日	0日	0日	
	達成率	—	—	—	
<b>在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス事業</b>					
利用人数	計画値	12人	12人	12人	
	実績値	10人	9人	6人	
	達成率	83.3%	75.0%	50.0%	
<b>老人保護措置事業</b>					
給付件数	計画値	3件	3件	3件	
	実績値	2件	2件	2件	
	達成率	66.7%	66.7%	66.7%	
<b>敬老祝金等支給事業</b>					
配布人数	計画値	250人	260人	260人	
	実績値	237人	270人	260人	
	達成率	94.8%	103.8%	100.0%	

配食サービス事業では、一人暮らし高齢者に対して定期的に夕食を配食することで自立支援を行うとともに安否確認を行っていますが、利用者が増加してきていることから、サービスに申し込んでも、利用開始までに時間がかかる場合があることが課題となっています。

ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業では、異変が発生した際に緊急通報受信センターからの通報により町内の協力員が駆けつけ、事故等への対処を行いました。なお、協力員は複数人いますが、要確認の家の鍵を持っている協力員が来るまで入れない等の問題もありました。

家族介護用品支給事業や高齢者等移送用タクシー利用料助成事業では、経済的な支援を行うことで、高齢者とその家族等の負担軽減に取り組んでいます。また、在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス事業では、寝たきりの高齢者等に対して清潔で快適な生活を送れるよう支援してきました。

さらに、援護が必要な高齢者や自宅での生活が困難な高齢者に対しては、短期入所(ショートステイ)事業や老人保護措置事業により、施設への入所や入所費用の負担等の支援も行っています。

## (2) 高齢者の人権尊重・権利擁護の推進

高齢者の権利擁護として、相談に来られた人や講話の参加者に対して成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に取り組んでおり、日常生活自立支援事業では支援が必要な高齢者を適切なサービス利用につなげられる等の成果がありました。その一方で、この2つの制度は周知が十分ではないため、今後も引き続き、制度の周知や利用に向けた支援に努めることが必要と考えられます。

高齢者の虐待防止に向けては、早期発見・早期支援に対応できるよう、関係機関や地域住民等が参加する蔵王町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催しており、委員会を通じて、高齢者の虐待等に関する共通理解やネットワークの構築に努めてきました。しかし、虐待は表面化しにくいこともあるため、今後はより深いネットワークが構築できるよう努めていくことが求められています。

認知症高齢者への支援としては、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ、もの忘れ相談等を開催しており、認知症サポーターの養成や介護者の支援等を行ってきました。今後に向けては、引き続き認知症の啓発に努めるとともに、認知症サポーターをより幅広い年齢層で養成することや、認知症カフェ・もの忘れ相談等へ参加しやすい環境を構築することが重要と考えられます。

高齢者の消費者被害防止については、地域における消費者被害予防講話の開催等を支援しており、消費者被害や特殊詐欺の防止の啓発につながりました。今後も引き続き、啓発に努めていくことが大切です。

## (3) 地域福祉活動の推進

地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携を図り、地域での活動や声かけ、見守り活動等の支援に努めてきました。民生委員・児童委員の支援に関しては、個人情報保護の観点から十分な情報提供が行えていないことが課題となっています。

今後は、地域包括ケアシステムの構築を進める中で、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域との連携をより強化し、地域における福祉活動の支援に努めていくことが必要です。

#### (4) 高齢者の社会参加と交流の推進

本町では高齢者の健康づくりや生きがいづくりを目指して、様々な社会参加と交流の支援を行っています。

老人クラブ活動に対しては、補助金の助成と老人スポーツ大会運営の協力等を行っており、友愛活動や奉仕活動を通じて地域の親睦が図られています。また、生涯学習では社会的に話題となっているテーマの講座等を行っており、高齢者が対象の講座以外にも参加がみられるようになっていきます。さらに、グラウンドゴルフ大会やゲートボール大会等を開催し、仲間づくりや健康づくりにも努めてきました。

地域における交流活動としては、保育所等における行事への高齢者の参加や地区の公民館等での各種講演、教室等の開催を行っており、相互理解の促進や地域づくりにつながっています。

これらの取組全般に関しては、高齢化が進行していることが課題となっています。その原因として、60～70代前半の元気な高齢者の参加が少ないこと等があげられます。また、交通手段が確保できないと遠方からの参加が難しいことも課題といえます。

長期入院精神障がい者の地域生活への移行に関しては、病院等との連携を強化し、地域で生活を送れるよう、環境を整備していくことが必要です。

### 6-3. 健康と安全な暮らしを守る環境整備

---

#### (1) 総合的な健康管理体制の充実

特定健康診査は、地区ごとにごん検診等と合わせて実施しており、追加健診や夜間も実施することで、受診しやすい環境づくりに取り組んできましたが、受診率の向上には結びついていません。また、特定保健指導については、参加者の満足度が高く、行動変容につながっているものの、それが血液検査の結果に結びついていないことと、そもそもの指導率の低さが課題となっています。

がん検診については、受診勧奨及び500円検診(通称ワンコイン検診)を実施したことで、受診率が向上しました。しかし、こうした取組がマンネリ化してきているためか、近年の受診率は停滞気味となっており、受診率向上に向けた更なる検討が必要となっています。

町民健康づくり推進体制の整備については、「健康ざおう21プラン」及び「蔵王町食育推進計画」に基づいて取り組んでおり、両計画ともに見直しを行うため、今後を見据えた健康づくり等の検討を進めていきます。

医療機関等との連携では、宮城県及び県内市町村と協同で救急・休日・夜間当番医制度の充実等に取り組んできました。また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、白石市・七ヶ宿町・医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護保険事業所で一市二町在宅医療・介護連携推進協議会を平成29年1月に設立し、協議を進めています。加えて、かかりつけ医の普及についても取り組んでおり、かかりつけ医がいる人は6割以上となっていますが、今後も引き続き、啓発及び普及に努めていくことが大切です。

## (2)安全で暮らしやすい生活環境づくり

高齢者が利用しやすいよう、町の施設や地区公民館等にスロープや手すり等の設置を行い、バリアフリー化に取り組んできました。しかし、町の施設は築年数が古いものが多く、改修等はなかなか進んでいません。

高齢者の交通安全・防犯については、様々な啓発を行っており、町内での交通死亡事故に占める高齢者の割合は低くなっています。

また、災害時の高齢者支援の一環として、民生委員・児童委員を通じて災害時要援護者登録の周知及び整備を行っており、町内全域での登録は完了しています。今後は、新規追加や変更等に対応していくとともに、避難訓練等の実施も検討していく必要があります。

さらに、防火、防災対策として、消防団及び婦人防火クラブによる活動を通じた意識付けや消防署員による戸別訪問等での啓発に取り組んできました。自主防災組織による訓練等も行い、救助体制の整備にも努めてきました。



### 第3章 計画の基本理念・目標



## 1. 基本理念

---

本計画の上位計画である「第五次蔵王町長期総合計画」では、「ずっと愛にあふれるオンリーワナまち・ぞおう」を町の未来像として掲げ、保健・医療・福祉に関する分野では「健やかなまちづくり」を基本方針として、すべての町民が健康的で生きがいのある生活を送れるよう、保健・医療・福祉の充実に取り組んでいます。

本計画では、団塊世代が75歳以上となる平成37年及びそれ以降を見据えた計画として、第6期計画で構築に取り組んできた地域包括ケアシステムを深化させることで、高齢者が更に増加していく状況においても、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立して生活し続けられ、介護保険制度が持続していくように中長期的な視野に立ってサービス基盤の整備等に努めることを目指しています。

また、地域包括ケアシステムの深化に向けては、地域の住民や多様な主体と行政等が協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進することが重要です。

これは、サービス提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性にとらわれずに、世代を超えて地域の住民がともに「支え合う」という考え方の浸透を図り、地域の住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現につながります。

こうした考え方は「第五次蔵王町長期総合計画」の保健・医療・福祉に関する分野が目指す、「地域でお互いを見守り支え合える体制を整え、町民みんなが健康で安心して暮らせる、健やかなまちづくり」にも通じています。

これらを踏まえ、第6期計画の基本理念を引き継ぎ、「高齢者が心豊かに安心して暮らせるまち」を本計画の基本理念とします。

**高齢者が心豊かに安心して暮らせるまち**

## 2. 基本目標

---

### 基本目標1. 介護保険事業の充実

---

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを中心として、地域共生社会の実現に向けた取組や地域支援事業及び介護予防サービスによる自立支援、介護予防・重度化防止を推進するとともに、介護が必要な状態になっても適切なサービスを利用しつつ地域での生活を継続できるよう、医療と介護の連携や生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化に取り組めます。

### 基本目標2. 高齢者の地域生活の充実と権利擁護の推進

---

高齢者が尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援に資する各種サービスの充実、虐待防止及び認知症高齢者への支援等の権利擁護の推進、地域における見守り体制の整備等に取り組めます。また、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、社会参加や交流機会の創出を支援します。

### 基本目標3. 健康づくりと安全な暮らしを守る環境整備

---

できるだけ健康で自立した生活を送れるよう、各種健診・検診等による予防や健康づくりの充実を図ります。また、快適な住まいの確保や防犯・防災、バリアフリー化等に取り組む、高齢者が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

### 3. 施策体系

---

## 高齢者が心豊かに安心して暮らせるまち

### 1. 介護保険事業の充実

- 1-1. 地域支援事業の充実
- 1-2. 地域包括支援センターの機能強化
- 1-3. 地域ケア会議の推進
- 1-4. 日常生活の支援体制の整備
- 1-5. 医療・介護連携の推進
- 1-6. 人材の確保及び資質の向上
- 1-7. 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 1-8. 介護保険制度の周知・啓発
- 1-9. 介護給付・介護予防給付サービス
- 1-10. 第7期介護保険料の設定

### 2. 高齢者の地域生活の充実と権利擁護の推進

- 2-1. 福祉サービス等の提供による生活支援
- 2-2. 高齢者の権利擁護の推進
- 2-3. 高齢者虐待の防止
- 2-4. 認知症施策の推進
- 2-5. 地域福祉活動の推進
- 2-6. 高齢者の社会参加と交流の促進

### 3. 健康づくりと安全な暮らしを守る環境整備

- 3-1. 総合的な健康管理体制の充実
- 3-2. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり



## 第4章 施策の展開



# 1. 介護保険事業の充実

## 1-1. 地域支援事業の充実

### (1) 介護予防・生活支援サービスの推進

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者と基本チェックリストの該当者を対象としたサービスです。

平成 29 年4月より「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」の2つのサービスが介護予防・生活支援サービスへと移行しており、引き続き、以前のサービス内容に相当するサービスを提供します。また、高齢者のニーズを踏まえた多様なサービスについても検討していきます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問型サービス 延べ利用者数(人/年)	168	180	192
通所型サービス 延べ利用者数(人/年)	912	936	960

### (2) 自立支援及び介護予防の普及・啓発

高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止の取組を推進するため、介護予防講演会等を開催し、介護予防に関する知識の普及・啓発に取り組みます。また、高齢者だけでなく、住民や事業者等を含めた地域全体で、自立支援や介護予防・重度化防止に取り組んでいくことが重要であることから、幅広い年代が参加可能な講演会の開催や日常生活に生かしやすいテーマ等を検討していきます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防講演会 参加者数(人/年)	150	150	150

### (3)一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業は、すべての高齢者を対象としたサービスです。

本町では、生涯ピンピン教室やはつらつ長寿支援事業等を実施しているほか、住民主体の自主グループ活動による介護予防事業を支援して、介護予防や重度化防止、生きがいつくり、交流の場づくりに取り組んでいます。これらの取組は高齢者の自立支援や介護予防につながっているため、今後も引き続き、事業を展開していきます。

また、こうした地域づくりや介護予防を一層推進していくには健活(介護予防)サポーターが必要不可欠であるため、健活サポーターの養成や研修等を実施し、高齢者を地域で支える仕組みづくりを支援します。

#### ■生涯ピンピン教室（運動コース）

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数(人/年)	30	30	30
延べ参加者数(人/年)	300	300	300

#### ■生涯ピンピン教室（認知症予防コース）

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数(人/年)	35	35	35
延べ参加者数(人/年)	700	700	700

#### ■ザ・王様の貯筋教室

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
65 歳以上参加者数(人/年)	30	30	30
65 歳以上延べ参加者数(人/年)	300	300	300

#### ■はつらつ長寿支援事業

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ参加者数(人/年)	3,500	3,600	3,700

#### ■温泉で・い〜サービス

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用者数(人/年)	970	970	970

#### ■健活サポーター

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
健活サポーター登録者数(人/年)	50	50	50

## 1-2. 地域包括支援センターの機能強化

今後も高齢者人口が増加していく中で、地域包括支援センターを中心として、地域における高齢者のニーズや実態把握に努めつつ、地域の役割分担を明瞭にし、高齢者の「自助」を支える「共助」「互助」「公助」を軸とした安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

また、地域包括支援センターにおける実施事業の評価を行うことで事業内容の更なる改善に努めるとともに、専門職への研修実施等による資質向上、雇用形態の充実等を含めた人員確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。

### (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、自立支援や介護予防・重度化防止を意識したケアプランを作成し、それに沿って介護予防サービスを提供していきます。また、地域の社会資源や活動を活用したケアプランの作成を行っていただけるよう取り組みます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防支援 延べ利用者数(人/年)	54	56	57
介護予防ケアマネジメント 延べ利用者数(人/年)	54	56	57

### (2) 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、高齢者本人やその家族、民生委員等からの様々な相談を総合的な窓口として受け付け、その相談内容に応じて、適切な関係機関や制度等につないで継続的な支援を行います。

また、介護離職ゼロに向けた相談体制の充実や気軽に相談できるような環境・実施支援体制の整備、潜在的に悩みを抱えている人の把握・支援に努めます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総合相談 延べ利用者数(人/年)	230	230	230

### (3) 包括的・継続的マネジメント事業

地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する相談・助言等により適切なケアプラン作成の支援を行うとともに、医療機関や介護サービス提供者等との研修会等を実施して、資質の向上及び多職種連携を推進します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護支援専門員研修会 延べ参加者数 (人/年)	15	15	15
多職種連携研修会 延べ参加者数(人/年)	30	30	30

### 1-3. 地域ケア会議の推進

高齢者の多様なニーズに対応した適切なサービスを提供できるようにするため、保健・医療・福祉・介護等の様々な分野に関わる多職種が参加する地域ケア会議を開催し、地域のニーズや社会資源の把握及び情報共有、困難事例への対応スキルアップ、ネットワークの強化等に努め、高齢者が地域で生活しやすい環境整備を推進します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域ケア会議 開催回数(回/年)	6	6	8

### 1-4. 日常生活の支援体制の整備

地域ニーズや地域資源の把握、多様な関係者間のネットワーク構築等を目的として、「地域支え合い協議体」会議の開催や生活支援コーディネーターの配置による、生活支援サービス提供に向けた仕組みづくりや担い手の養成を目指すとともに、問題意識を共有し、地域における課題解決に向けて取り組みます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「地域支え合い協議体」会議 開催回数 (回/年)	2	2	2
生活支援コーディネーター 配置人数(人)	1	1	1

### 1-5. 医療・介護連携の推進

#### (1) 在宅医療の充実と医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステムの深化を図るためには、在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築が重要となります。

本町では、平成 29 年1月に白石市・七ヶ宿町・医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護保険事業所で一市二町在宅医療・介護連携推進協議会を設立しており、医療・介護の連携に関する情報共有や課題解決に向けて取り組みます。

## (2)医療計画との整合性の確保

高度急性期から在宅医療・介護までの一連的なサービス提供体制の一体的な確保を図るため、宮城県が作成する「第7次宮城県地域医療計画」及び「第7期みやぎ高齢者元気プラン」との整合性を確保することが必要とされることから、関係者による地域医療・介護調整会議(協議の場)において、介護施設・在宅医療等の新たなサービス必要量(追加的需要)を踏まえた推計を行います。

## 1-6. 人材の確保及び資質の向上

### (1)介護離職ゼロの実現に向けて

現在、国では、2020年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく「介護離職ゼロ」を推進していくこととしており、必要な介護サービスの確保と、働く環境改善・家族支援を両輪として取り組んでいます。

介護離職ゼロでは、介護サービスが利用できず、やむを得ず離職する人をなくすとともに、介護老人福祉施設に入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消することを目指しており、サービス見込み量の推計に当たっては、介護離職ゼロに向けた環境整備等の取組を踏まえた推計を行います。

### (2)人材育成の推進

介護保険施設の人材を安定的に確保していくため、地域の教育機関と連携しながら介護の仕事の魅力向上を図るとともに、人材の新規参入促進や潜在有資格者の掘り起こし等の人材確保策、介護職に就いた人材が長く働けるよう、働きやすい環境づくり等、従事者と事業者を支援する定着策を検討します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
教育機関との連携 連携回数(回/年)	1	1	1
介護職員初任者研修受講支援事業 助成件数(件/年)	3	3	3

## 1-7. 介護に取り組む家族等への支援の充実

高齢者等を介護している家族の負担の軽減を図るため、必要とされる介護保険サービス等の確保や介護者への介護知識・技術の習得支援、介護者が介護に疲弊することがないように交流機会の提供等に加え、総合的な相談支援を利用しやすくする環境整備等、本町の実情を踏まえた支援の検討を進めます。

## 1-8. 介護保険制度の周知・啓発

---

介護保険サービスが、支援を必要とする人に円滑かつ適切に提供されるよう、広報紙への掲載やパンフレットの配布等、情報提供に関して充実を図るとともに、地域の団体やグループを対象に職員が直接説明する出前講座も要請に応じて実施し、介護保険制度の周知・啓発に努めます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広報紙への掲載 掲載回数(回/年)	6	6	6

## 1-9. 介護給付・介護予防給付サービス

---

### (1) 居宅サービス

#### ■訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパー等が要介護者の家庭を訪問し、排泄・食事・入浴等の介護、掃除・買い物等の家事、生活や介護等の相談・助言等のサービスを提供します。

#### ■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

特殊浴槽等を持って要支援者・要介護者の家庭を訪問し、入浴介護を提供します。

#### ■訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師等が要支援者・要介護者の家庭を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助等を提供します。

#### ■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師、理学療法士、作業療法士等が、要支援者・要介護者の家庭を訪問し、心身の機能維持を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを提供します。

#### ■居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が、要支援者・要介護者の家庭を訪問し、療養生活を送るために必要な管理及び指導等を提供します。

#### ■通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎等を提供します。

## ■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所等において、機能訓練、食事、入浴、送迎等を提供します。

## ■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設を短期間利用し、必要な介護や機能訓練を提供します。

## ■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設を短期間利用し、医学的管理のもとに、必要な介護や看護、機能訓練を提供します。

## ■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

特殊ベッド、車いす、エアマット、リフト、歩行支援用具、徘徊感知用具等、自立を支援するために必要な福祉用具を貸与します。

## ■特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助用具等、入浴や排泄のために使う用具の購入費の一部費用を支給します。

## ■住宅改修・介護予防住宅改修

家庭での階段や廊下、玄関の手すりの取付け、浴室、玄関の段差解消等、小規模な改修について、その費用の一部を支給します。

## ■特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）で生活している・要支援者・要介護者に、介護、機能訓練等の必要な支援を行います。

## ■居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、要介護状態となった高齢者や家族のサービス利用意向を踏まえ、要介護者の状態に合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護予防支援は、要支援1・2と認定された高齢者や家族のサービス利用意向を踏まえ、要支援者の状態に合わせた介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

## (2)施設サービス

### ■介護老人福祉施設

常時介護が必要な人に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練、その他必要な援助を提供します。

### ■介護老人保健施設

施設サービス計画に基づき、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活への復帰を支援する施設です。

### ■介護療養型医療施設（介護医療院）

長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助を行う施設です。

国では平成 35 年度末をもって介護療養型医療施設を廃止し、新たに介護医療院を創設する方針を示しています。

## (3)地域密着型サービス

### ■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護認定を受けた認知症高齢者がグループホームで共同生活を送ることにより、生活感覚の回復や落ち着いた生活が可能となるような支援を行うことを基本に、日常生活上の必要な介護等を提供します。

### ■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供される介護サービスです。

### ■定期巡回・随時対応サービス等

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。利用者のニーズ把握と介護保険サービス事業者等との調整を含めて検討していきます。

### ■地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンター等において、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を提供します。

## 1-10. 第7期介護保険料の設定

### (1) 介護保険事業の見込み

計画期間中及び平成 37 年度のサービス見込み量は、「地域包括ケア『見える化』システム」を活用し、第2章で示した被保険者数や要支援・要介護認定者数の推計を踏まえ、第6期計画の介護給付費等の実績をもとに、以下の通り推計しました。

#### ■ 介護予防給付

		計画期間			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
(1) 介護予防サービス					
介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	1,274	1,275	1,275	1,700
	回数	15.6	15.6	15.6	20.8
	人数	3	3	3	4
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	266	266	266	375
	人数	3	3	3	4
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	4,406	4,408	4,871	5,335
	人数	10	10	11	12
介護予防 短期入所生活介護	給付費	1,674	1,675	1,675	2,116
	日数	22.3	22.3	22.3	27.7
	人数	4	4	4	5
介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	給付費	2,415	2,522	2,584	2,647
	人数	40	42	43	44
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費	786	786	786	1,179
	人数	2	2	2	3
介護予防住宅改修	給付費	961	961	961	1,922
	人数	1	1	1	2
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	1,861	2,990	2,990	2,990
	人数	2	3	3	3

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

※第6期計画のサービス種別ごとの要介護度別の平均利用率(認定者数に比してサービスを利用した割合)

と平均利用回(日)数が今後も同様であると仮定し、各年の推計要介護認定者数に乗じて算出した推計

	計画期間			平成 37年度	
	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>					
介護予防認知症 対応型通所介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防認知症 対応型共同生活介護	給付費	2,616	2,617	2,617	2,617
	人数	1	1	1	1
<b>(3) 介護予防支援</b>	給付費	2,876	2,984	3,037	3,091
	人数	54	56	57	58

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

※第6期計画のサービス種別ごとの要介護度別の平均利用率(認定者数に比してサービスを利用した割合)と平均利用回(日)数が今後も同様であると仮定し、各年の推計要介護認定者数に乗じて算出した推計

■介護給付

		計画期間			平成 37年度
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
(1)居宅サービス					
訪問介護	給付費	69,648	71,179	74,363	76,946
	回数	1,935.9	1,979.0	2,064.8	2,137.3
	人数	68	70	73	76
訪問入浴介護	給付費	6,738	6,741	6,741	7,383
	回数	49.2	49.2	49.2	53.9
	人数	13	13	13	14
訪問看護	給付費	12,655	12,661	12,979	13,708
	回数	181.2	181.2	186.5	197.5
	人数	33	33	34	36
訪問リハビリテーション	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
居宅療養管理指導	給付費	2,803	2,804	2,966	3,048
	人数	32	32	33	34
通所介護	給付費	167,210	168,430	173,690	179,655
	回数	1,679.4	1,696.5	1,751.4	1,806.3
	人数	188	190	196	202
通所リハビリテーション	給付費	25,776	26,494	27,288	28,081
	回数	226.0	233.0	241.0	249.0
	人数	29	30	31	32
短期入所生活介護	給付費	52,390	53,032	54,450	56,868
	日数	498.9	506.0	520.1	545.3
	人数	61	62	64	68
短期入所療養介護 (老健)	給付費	1,434	1,434	1,434	1,434
	日数	12.1	12.1	12.1	12.1
	人数	2	2	2	2
短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	28,951	29,268	29,836	30,520
	人数	165	167	170	174
特定福祉用具購入費	給付費	889	1,170	1,170	1,444
	人数	3	4	4	5
住宅改修費	給付費	1,864	1,864	1,864	2,576
	人数	2	2	2	3
特定施設入居者 生活介護	給付費	13,967	16,232	18,094	20,352
	人数	6	7	8	9

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

※第6期計画のサービス種別ごとの要介護度別の平均利用率(認定者数に比してサービスを利用した割合)

と平均利用回(日)数が今後も同様であると仮定し、各年の推計要介護認定者数に乗じて算出した推計

		計画期間			平成 37年度
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
<b>(2) 地域密着型サービス</b>					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
認知症対応型 通所介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
小規模多機能型 居宅介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
認知症対応型 共同生活介護	給付費	78,280	78,315	78,315	78,315
	人数	26	26	26	26
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費	710	710	710	710
	回数	10.2	10.2	10.2	10.2
	人数	2	2	2	2
<b>(3) 施設サービス</b>					
介護老人福祉施設	給付費	191,897	227,164	249,881	275,160
	人数	60	71	78	86
介護老人保健施設	給付費	135,600	138,490	148,919	161,101
	人数	42	43	46	50
介護医療院	給付費	0	0	0	4,400
	人数	0	0	0	1
介護療養型医療施設	給付費	4,399	4,400	4,400	
	人数	1	1	1	
<b>(4) 居宅介護支援</b>	給付費	52,483	53,292	54,736	55,923
	人数	275	279	287	293

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

※第6期計画のサービス種別ごとの要介護度別の平均利用率(認定者数に比してサービスを利用した割合)

と平均利用回(日)数が今後も同様であると仮定し、各年の推計要介護認定者数に乗じて算出した推計

## (2)介護保険事業の標準給付費の見込額

第7期計画の計画期間における介護予防給付・介護給付を合わせた総給付費の見込額は下記の表の通りです。

(単位:円)

	計画期間			
	合計	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
標準給付費見込額	2,968,559,363	929,525,293	988,631,895	1,050,402,175
総給付費	2,776,720,063	866,524,793	924,668,795	985,526,475
特定入所者介護サービス費等給付額	129,000,000	42,400,000	43,000,000	43,600,000
高額介護サービス費等給付額	54,000,000	17,700,000	18,000,000	18,300,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,250,000	2,050,000	2,100,000	2,100,000
算定対象審査支払手数料	2,589,300	850,500	863,100	875,700

## (3)地域支援事業費の見込額

第7期計画の計画期間における地域支援事業費の見込額は下記の表の通りです。

(単位:円)

	計画期間			
	合計	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域支援事業費見込額	212,432,000	69,432,000	71,000,000	72,000,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	174,235,000	57,035,000	58,200,000	59,000,000
包括的支援事業費・任意事業費	38,197,000	12,397,000	12,800,000	13,000,000

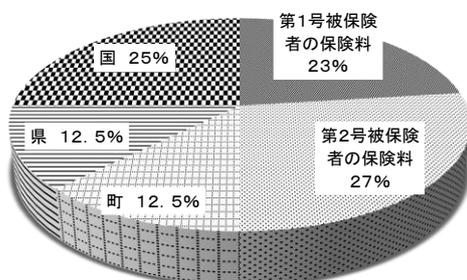
#### (4)介護保険事業にかかる給付の負担割合

第7期計画における介護保険の財源は、65歳以上の第1号被保険者の保険料と40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料、市町村、都道府県、国の負担によって確保されています。なお、高齢者数の増加及び第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率を考慮して、第1号被保険者の負担率が第6期計画の22%から第7期計画では23%へ改定されます。

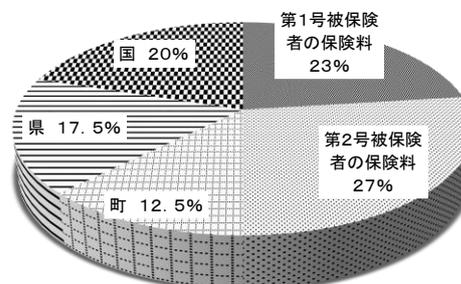
各費用における財源の内訳は下図の通りです。

#### 標準給付費

##### 居宅給付費

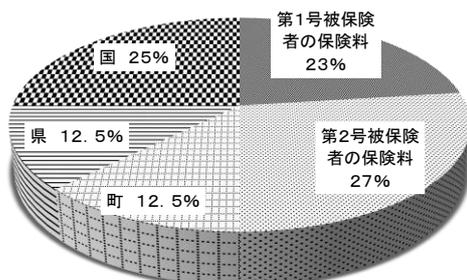


##### 施設給付費

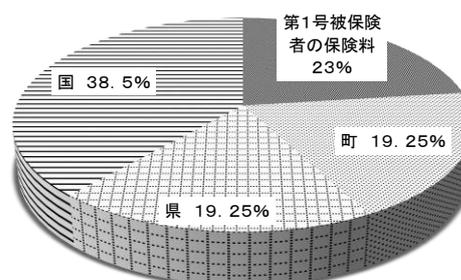


#### 地域支援事業費

##### 介護予防・日常生活支援総合事業費



##### 包括的支援事業費・任意事業費



## (5) 保険料基準額の算定

介護保険事業の標準給付費と地域支援事業費の見込額の合計に、第1号被保険者の負担割合(第7期計画では23%)を乗じたものが保険料額の基本となり、それに対して調整交付金及び介護給付費等準備基金の取崩しを行うことで、保険料の上昇を抑制します。

項目	金額(円)
介護保険給付費(A)	3,180,991,363
標準給付費見込額	2,968,559,363
地域支援事業費見込額	212,432,000
第1号被保険者負担分相当額(A×23%)	731,628,013
調整交付金相当額(B)	157,139,718
調整交付金見込額(C)	217,346,000
介護給付費等準備基金取崩額(D)	60,000,000
保険料収納必要額(A×23%+B-C-D)	611,421,732

## (6) 所得段階別保険料の設定

前項で算出した保険料収納必要額を、第1号被保険者数等に基づいて計算した結果、第1号被保険者の所得段階別保険料は以下の通りとなります。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下の方	0.50	2,025円
第2段階	本人、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下の方	0.75	3,037円
第3段階	本人、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等が120万円超の方	0.75	3,037円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)かつ本人年金収入等が80万円以下の方	0.90	3,645円
<b>第5段階 (保険料基準額)</b>	<b>本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)かつ本人年金収入等が80万円超の方</b>	<b>1.00</b>	<b>4,050円</b>
第6段階	本人が住民税課税の方 (合計所得金額が120万円未満の場合)	1.20	4,860円
第7段階	本人が住民税課税の方 (合計所得金額が120万円以上200万円未満の場合)	1.30	5,265円
第8段階	本人が住民税課税の方 (合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合)	1.50	6,075円
第9段階	本人が住民税課税の方 (合計所得金額が300万円以上の場合)	1.70	6,885円

## (7)介護給付適正化の推進

介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護保険サービスを提供されるようにするため、介護給付適正化計画について取組内容とその目標を定め、実施します。

取組(適正化事業)	目標(実施の基本的考え方)
①要介護認定の適正化	研修の実施により認定調査員の能力向上を図るとともに、町職員による認定調査内容の点検を行い、認定調査の適正化を図ります。
②ケアプランの点検	居宅介護支援事業所等への実地指導の際に、居宅サービス計画等について確認・点検を行い、ケアマネジメントの適正化を図ります。
③住宅改修等の点検(住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)	ケースに応じてリハビリテーション専門職等による点検を行い、サービスの適正な給付の確保を図ります。
④縦覧点検・医療情報との突合	宮城県国民健康保険団体連合会に委託し、介護報酬の請求誤りや医療と介護の重複請求がないか等を点検・確認し、給付費の適正化を図ります。
⑤介護給付費通知	年4回、介護給付費通知を受給者に送付し、適切なサービス利用の普及啓発を図ります。

## 2. 高齢者の地域生活の充実と権利擁護の推進

### 2-1. 福祉サービス等の提供による生活支援

#### (1) 配食サービス事業

一人暮らしの高齢者等に対して、訪問により夕食を定期的に提供することにより、自立と生活の質の確保及び介護予防を図るとともに、安否確認を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用件数(件/年)	5,800	5,900	6,000

#### (2) ひとり暮らし老人等緊急通報システム

一人暮らし高齢者等の自宅へ緊急通報システムを設置し、万が一具合が悪くなった時等の緊急事態に通報できる緊急通報システムを貸し出して設置し、安全と安心の確保を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
設置台数(台)	30	30	30

#### (3) 家族介護用品支給事業

在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者等を介護している家族に対して、紙おむつ等の家族介護用品利用券を交付し、在宅生活の質の向上と介護家族の経済的負担軽減を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数(人/年)	280	290	300

#### (4) 高齢者・障がい者移送用タクシー利用料助成事業

在宅の高齢者・障がい者が自宅と医療機関等の間を、タクシー等を利用して目的地に移動する場合の費用を助成し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数(人/年)	55	65	75

#### (5)短期入所(ショートステイ)事業

本町に居住する要援護高齢者等を介護している家族が、一時的に介護が困難となった場合に、特別養護老人ホーム又は養護老人ホームへの短期入所を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用人数(人/年)	2	2	2
延べ利用日数(日/年)	14	14	14

#### (6)在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス事業

日常生活に欠かせない寝具の衛生管理等が困難な在宅の寝たきり高齢者等に対して、寝具の洗濯、乾燥及び消毒サービスを提供し、清潔で快適な生活が送れるよう支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用人数(人/年)	20	20	20

#### (7)老人保護措置事業

日常生活において、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付件数(件/年)	1	1	1

#### (8)敬老祝金等の支給

88歳・99歳・100歳の高齢者に対して、敬老祝金及び特別敬老祝金の支給を行うことにより、長寿を祝福するとともに社会的貢献に対する感謝の意と敬老の意を表します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配布人数(人/年)	120	130	140

## 2-2. 高齢者の権利擁護の推進

### (1) 成年後見制度の活用に向けた支援

認知症等による判断能力の低下により、財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度の活用により高齢者の権利を守ります。また、制度の適切な活用を促進するため、周知・啓発を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度に関する講演会・講話等 延べ参加者数(人/年)	60	60	60

### (2) 権利擁護相談・支援体制の充実

地域包括支援センターを始めとした総合的な相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい環境及び支援体制の整備に努め、潜在的に悩みを抱えている人の把握・支援に努めます。また、相談内容に応じて、適切な機関や制度等につないで継続的な支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
権利擁護相談 実相談者数(人/年)	5	5	5

### (3) 高齢者の消費者被害の防止

高齢者の安全・安心な消費生活を確保するため、消費者被害予防講話等を開催し、消費者被害や特殊詐欺等に関する周知・啓発を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
消費者被害予防講話 延べ参加者数 (人/年)	100	100	100

## 2-3. 高齢者虐待の防止

---

### (1) 虐待防止の普及・啓発

高齢者虐待を未然に防ぐため、地域の住民や介護サービス提供事業者等に対して高齢者虐待及びその防止について広く理解してもらえよう、普及・啓発を図ります。

また、虐待は介護者の介護疲れやストレス等によるものも多くあるため、在宅で高齢者の介護をしている人等を対象とした相談体制等の整備を図り、介護者の不安や悩み等の解消に努めます。

### (2) 早期発見・早期対応に向けたネットワークの強化

高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、権利擁護が必要な高齢者に対して早期発見・早期対応できるよう、高齢者の支援等に関わる関係機関や地域住民、民間団体等を中心としたネットワークの構築・強化に努めます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 開催回数(回/年)	1	1	1

## 2-4. 認知症施策の推進

---

### (1) 新オレンジプランの推進

認知症施策については、平成 29 年 5 月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の基本的な考え方を法律上にも位置付け、以下の内容を介護保険法に規定しています。

- ① 認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発
- ② 認知症の人の介護者への支援の推進
- ③ 認知症及びその家族の意向の尊重の配慮

本町では、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、地域での見守り体制の構築や関係機関との連携強化に取り組みます。

## (2) 認知症への理解促進

認知症に対する理解が地域全体に広まり、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていけるよう、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等を通じて、認知症についての正しい知識の周知・啓発を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症サポーター養成講座 受講者数 (人/年)	80	80	80

## (3) 認知症ケアパスの普及・促進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症の人が、その進行具合により、いつ、どこで、どのようなサービスを受けることができるかというケアの流れを示す認知症ケアパスの普及・促進に努めます。

## (4) 医療連携及び早期発見・早期対応の推進

認知症の発症予防及び早期発見・早期対応のために、もの忘れ相談や家族への相談対応等の支援を推進するとともに、認知症専門医と連携した認知症初期集中支援チームにより、本人と家族への初期支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行います。また、認知症地域支援推進員を配置し、町全体における認知症対応力の向上に取り組みます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症初期集中支援チーム員会議 開催回数(回/年)	6	6	6

## (5) 認知症高齢者の介護者への支援の充実

認知症カフェ等において必要な情報提供等を行うとともに、家族介護者が同じ苦労や悩みを共有し、日頃の苦労を分かち合うことで、リフレッシュして支え合えるような場づくりを、介護サービス提供事業者やボランティア等と連携して支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症カフェ 延べ参加者数(人/年)	30	30	30

## (6) 認知症高齢者の見守り体制の整備

高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加が予想されていることから、地域において認知症高齢者を見守り、困り事等への支援を行える体制の整備が必要とされています。

現在実施している配食サービスによる見守りと合わせて、認知症サポーターや認知症地域支援推進員を中心として、地域ぐるみの認知症高齢者見守り体制の整備に取り組みます。

## 2-5. 地域福祉活動の推進

---

### (1) 社会福祉協議会との連携

町社会福祉協議会と協働・連携して「配食サービス」や「温泉で・い〜サービス」等の事業を展開しており、今後は、生活支援コーディネーターの配置等により、地域における福祉ネットワークの構築・強化や地域福祉活動の一層の推進を図ります。

### (2) 民生委員・児童委員との連携

地域の民生委員・児童委員と連携し、災害時避難行動要支援者の把握と情報共有及び一人暮らし高齢者や寝たきりの高齢者への見守り活動等、地域に寄り添った活動の充実を図ります。

### (3) 各自治組織における地域活動の活性化支援

地域包括ケアシステムにおける日常生活の支援体制整備の一環として、自治組織等に対して、地域における身近な福祉活動を共同で行う意識の醸成を図り、ボランティア活動等への参加促進等を支援します。

### (4) 地域活動のネットワーク化

地域において、援助を必要とする高齢者やその家族への支援がより有効に行われるよう、地域支え合い協議体や生活支援コーディネーター等を中心として、NPO法人や各種活動団体・グループ間のネットワークの強化を図り、地域活動の充実・向上及び問題意識の共有に取り組みます。

## (5) ボランティア活動への支援

町内で各種ボランティア活動を展開している個人や団体等の活動支援を行うとともに、ボランティアの自主的活動の啓発及びボランティア同士の連携強化等を支援します。また、健活サポーターやはつらつ長寿支援事業ボランティア、認知症サポーター等、地域で福祉に関わるボランティアの養成・育成を推進し、地域における活動拠点の確保を図ります。

## 2-6. 高齢者の社会参加と交流の促進

---

### (1) 老人クラブ活動の支援

単位老人クラブの発展・親睦と地域の高齢者福祉の増進を図るため、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会へ補助金の助成と事業協力を行います。また、60～70代前半の元気な高齢者の入会促進や老人クラブ活動を担う人材の育成等の支援を検討します。

### (2) 生涯学習の推進

高齢者の趣味や生きがいづくりにつながるよう、時代に即した新たな事業を取り入れ、高齢者のニーズに応じた学習の機会の提供に努めます。

### (3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

高齢者の健康づくりや交流の機会として、ゲートボールやグラウンドゴルフ等のスポーツ大会・教室を開催し、健康増進やコミュニケーションの促進を図ります。

### (4) 地域における交流の促進

#### ■ 高齢者と若い世代との交流の推進

高齢者と若い世代との交流機会として、高齢者の保育所等における行事への参加等を促進し、地域教育の充実を図ります。また、高齢者が参加できる行事等の充実に努め、より多くの交流機会を創出することで、地域の活性化を目指します。

#### ■ 高齢者の地域交流の推進

地域の高齢者が自主的な活動を通して仲間と集い、生きがいを持って生活ができるよう、地区公民館や集会所、新たな交流拠点となる「蔵王あがらいんかふえ」等の集いの場の提供や運営に関する助言等の支援を行うことで、高齢者の交流・レクリエーション活動の充実を図ります。

#### (5)長期入院精神障がい者の地域生活への移行の促進

国では1年以上の長期にわたり入院している精神障がい者(以下、「長期入院精神障がい者」という。)の地域生活への移行に取り組んでいます。

退院後は、介護保険サービスを利用しながら地域で生活を送ることを考慮し、本計画において、本町の障害福祉計画との調和を図りながら、宮城県障害福祉計画に掲げられている長期入院精神障がい者の地域生活の移行に係る成果目標の達成に向けて、取り組んでいきます。なお、該当者の退院については、病院との連携を図りながら、障がい福祉・介護サービス提供事業者とともに在宅生活が可能か十分検討した上で判断します。

また、退院した精神障がい者が、地域で安心して生活できるよう、相談体制の充実や精神障がい者も入所できるグループホーム等の環境整備に努めます。

### 3. 健康づくりと安全な暮らしを守る環境整備

---

#### 3-1. 総合的な健康管理体制の充実

---

##### (1) 特定健康診査・保健指導の実施

###### ■ 特定健康診査

40歳から74歳の蔵王町国民健康保険の被保険者に特定健康診査を実施し、生活習慣改善が必要な人に特定保健指導を実施します。また、後期高齢者の健康を保持・増進し、生活習慣病等の早期発見や介護予防につなげるため、75歳以上の人を対象に後期高齢者健康診査を実施します。

今後も引き続き、受診率向上に向けて、医療機関での個別健診の利用や未受診者への対策を検討していきます。

###### ■ 特定保健指導

特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要がある40歳から74歳の人を対象として、生活習慣改善の支援として特定保健指導を実施します。また、指導が行動変容につながるよう、グループ支援や個別支援を行うとともに、対象者に生活習慣の見直しの必要性を意識付けるための相談支援等に取り組みます。

##### (2) がん検診の実施

早期発見により早期治療と病状の悪化防止に結びつけるため、胃がん、肺がん、大腸がん等の各種がん検診を実施します。また、受診率向上を図るため、受診しやすい環境づくりや未受診者・要精密検査対象者への受診勧奨等に努めるとともに、検診受診による早期発見の重要性の理解を深めるよう取り組みます。

##### (3) 町民健康づくり推進体制の整備

高齢者の介護予防や健康づくりにつながるよう、健康増進計画と食育推進計画に基づいて、町民や医療機関、地域の活動団体、民間企業等と連携しつつ、様々な施策に取り組んでいきます。また、地域の健康づくりのリーダーとなる健活サポーターの養成・育成に積極的に取り組みます。

#### (4)医療機関等との連携システムの確立

地域福祉センターを、本町の健康づくりと日常生活を支援する保健医療福祉の統合化の拠点として、施策の充実を図ります。

また、高齢者が地域で安心して生活できるよう、医師会、保健所等の関係機関と連携し、夜間及び休日の広域的な医療体制の強化等、地域医療・救急医療体制の充実を図ります。加えて、広報紙等を通じた最新の医療情報の提供に努めます。

#### (5)かかりつけ医制度の普及

宮城県や医師会、保健福祉係と連携し、多様な媒体や講話等の機会を活用して、高齢者の日常的な診療や健康管理を行う「かかりつけ医制度」の普及を図ります。

### 3-2. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

---

#### (1)住まいの安定的な確保

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住まいやまちづくりにおいて安全や快適さを確保することが重要となります。

そのため、高齢者のニーズに対応した住宅の確保や住宅情報の提供等の支援に取り組みます。

#### (2)高齢者の孤立防止

高齢者が地域で孤立することのないよう、地域の住民や民生委員・児童委員、各関係機関等と連携し、ふだんの挨拶やちょっとした機会での声かけ等による日頃の見守りや配食サービスによる見守りと合わせて、民間事業者等の協力を得ながら、地域における見守り体制の充実を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
高齢者見守り協定 事業所数(事業所)	7	8	8

### (3) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

#### ■ 歩行環境の改善

道路を改修する際は、高齢者や障がいのある人に配慮した設計を行い、安全に移動しやすいよう歩行環境の改善を図ります。

#### ■ 公共公用施設の改善

高齢者が利用しやすいように、既存の公共公用施設においてスロープ、手すり、階段の滑り止めの設置、段差の解消等を実施しており、今後も引き続き、バリアフリー化を推進し、歩行・移動状況の改善に取り組みます。

また、公共公用施設が新たに建設される際は、高齢者や障がい者等の利用しやすさや安全面に配慮したものとなるよう努めます。

#### ■ 交通安全・防犯対策の推進

交通安全協会や防犯協会等の関係団体による訪問等により、高齢者の交通事故防止に向けた安全意識の普及・啓発に取り組みます。

また、地域の協力のもと、高齢者(特に一人暮らし高齢者)を対象とした悪徳商法や侵入盗犯等の防犯体制の構築・強化を図ります。

#### ■ 公共交通の確保

公共交通政策の中で、本町の実情を踏まえた公共交通計画の策定と交通網の整備を行い、地域交通の確保と利便性の向上を図ります。

### (4) 災害時における高齢者支援体制の充実

#### ■ 災害時避難行動要支援者台帳登録制度の推進

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定高齢者、認知症高齢者等、災害時に支援が必要と思われる人に対して、民生委員・児童委員と連携して、災害時避難行動要支援者台帳登録制度の周知及び登録の支援を行います。

#### ■ 地域の防火・防災対策の推進

消防団及び婦人防火クラブによる定期的な火元検査や消防署員による戸別訪問等により、地域における防火・防災の周知・啓発と意識醸成に取り組みます。また、自主防災組織による地域の防災訓練において、安否確認の訓練を同時に行うことで救助体制の確認に取り組みます。



## 第5章 計画の推進



## 1. 計画の推進体制

---

### 1-1. 計画の推進体制

---

本計画の内容は保健福祉分野以外の様々な分野を含んでいることから、町民や地域、関係団体、事業者等の様々な協力が不可欠であり、それぞれの役割を発揮しながら、より地域に根ざした支援を展開していくとともに、関係各課の連携による総合的なサービスの実施と事業の適切な執行管理に努めていきます。

### 1-2. 地域における協働・連携

---

本計画を推進するに当たっては、高齢者の家族をはじめとする地域住民、医療機関、民間事業者、ボランティア団体及びNPO法人等の多様な支援が必要となることから、行政との協働・連携の強化に努め、地域ぐるみで高齢者の支援に取り組む体制の整備を図ります。

### 1-3. 庁内の連携

---

本計画の円滑な推進に向けて、所管課である保健福祉課を中心として、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育委員会、住宅、雇用対策等の高齢者施策に携わる関係各課が、情報共有等の連携を強化しながら、総合的なサービス実施を図ります。

### 1-4. 宮城県及び他市町村との連携

---

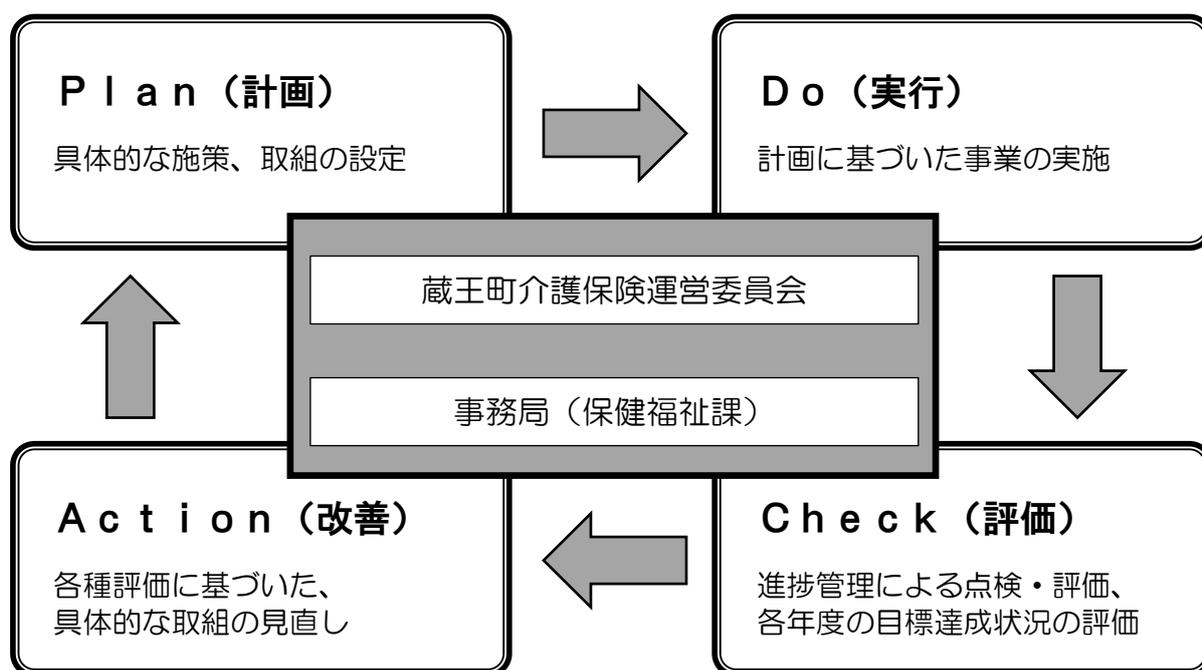
介護保険サービス及び保健福祉サービスの提供・実施については、高齢者保健福祉圏域における調整のもとに整備を図る必要があることから、宮城県や他市町村との連携に努めます。

## 2. 計画の進行管理

### 2-1. 進捗状況の把握と進行管理

本計画を円滑に推進していくため、計画の進捗状況等を総合的に取りまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価等を推進していくことが求められます。

本計画では、被保険者や学識経験者、医療関係者、介護サービス関係事業者等で構成される「蔵王町介護保険運営委員会」において、定期的に本計画の進捗状況や介護保険の運営状況についてPDCAサイクルに基づいた点検・評価を行い、関係機関との連携のもと必要な調整を行います。



### 2-2. 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として定期的実施する進捗状況、介護保険の運営状況等の点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する町民の理解を深められるように努めるとともに、町民の意見を反映したよりよいサービスの提供に努めます。

## 3. 計画の周知・啓発

本計画の取組が、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるよう、町広報紙や町ホームページ等の様々な媒体を用いて本計画の周知・啓発を行い、本計画の趣旨や内容が町民に十分に理解されるよう努めるとともに、本計画に基づく各種施策やサービス等に関して、分かりやすい情報提供を行っていきます。

## 資料編



# 1. 蔵王町介護保険条例(抜粋)

---

平成 12 年3月 15 日  
条例第1号

## 第4章 介護保険運営委員会

(介護保険運営委員会の設置)

第 14 条 介護保険に関する施策の実施等を、町民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行うため、蔵王町介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 15 条 委員会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 117 条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 介護保険に関する施策及び事務事業の評価に関する事項
- (3) その他介護保険の運営に関し必要と認められる事項

(組織)

第 16 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 医療機関を代表する者
- (3) 介護に関し学識又は経験を有する者
- (4) 介護サービスに関する事業に従事する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## 2. 蔵王町介護保険運営委員会規則

---

平成 12 年 3 月 21 日

規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、条例に定めるもののほか、介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に、委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長互選その他会の構成のための委員会は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第 4 条 委員会の事務局は、保健福祉課におく。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 蔵王町介護保険運営委員会委員名簿

構成	氏名	職名	備考
1号委員	佐藤 澄夫	被保険者を代表する者	副委員長
	沼澤 久夫		
	杉山貴己子		
2号委員	佐藤 秀一	内方医院 院長	
	真壁 秀幸	真壁歯科医院 院長	
	酒井 謙次	蔵王町国民健康保険蔵王病院 院長	
3号委員	伊藤 重富	蔵王町社会福祉協議会 会長	
	佐藤 克彦	有限会社四ツ目屋 代表取締役	
	山岸 秀一	介護に関し学識又は経験を有する者	委員長
4号委員	滝田 幸毅	特別養護老人ホームざおうの杜 施設長	
	我妻香奈子	特別養護老人ホーム楽園が丘 施設長	
	山川みね子	介護老人保健施設リラの郷 副施設長	

(備考)

1号委員:被保険者を代表する者

2号委員:医療機関を代表する者

3号委員:介護に関し学識又は経験を有する者

4号委員:介護サービスに関する事業に従事する者

(任期)

平成 28 年4月1日～平成 30 年3月 31 日(2年)

#### 4. 計画策定の経過

年月日	内容
平成 29 年 4 月 11 日 ～ 平成 29 年 4 月 28 日	アンケート調査の実施 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・在宅介護実態調査
平成 29 年 5 月 23 日	第 1 回介護保険運営委員会 ・高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画策定について
平成 29 年 6 月 30 日 ～ 平成 29 年 7 月 14 日	福祉関係団体調査の実施 ・福祉関係団体、法人等を対象にヒアリングシート配布による調査を実施
平成 29 年 8 月 8 日	第 2 回介護保険運営委員会 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果について
平成 29 年 11 月 14 日	第 3 回介護保険運営委員会 ・計画(素案)について
平成 29 年 12 月 26 日	第 4 回介護保険運営委員会 ・計画(素案)について ・介護保険料の推計について ・パブリックコメントの実施について
平成 30 年 1 月 16 日 ～ 平成 30 年 1 月 30 日	パブリックコメントの実施 ・計画(素案)を町ホームページ等にて公開
平成 30 年 2 月 6 日	第 5 回介護保険運営委員会 ・計画(案)について



蔵王町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

---

発行：蔵王町

〒989-0892

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10

TEL：0224-33-2003（保健福祉課）

